

南丹農業振興地域整備計画書 比較表

修 正 前			修 正 後																																																
南丹農業振興地域整備計画書			南丹農業振興地域整備計画書																																																
<table><tr><th>旧町の名称</th><th>園部町</th><th>八木町</th><th>日吉町</th><th>美山町</th></tr><tr><td>地域指定年度</td><td>昭和 47 年度</td><td>昭和 47 年度</td><td>昭和 45 年度</td><td>昭和 47 年度</td></tr><tr><td>計画策定年度</td><td>昭和 49 年度</td><td>昭和 49 年度</td><td>昭和 48 年度</td><td>昭和 49 年度</td></tr><tr><td rowspan="4">計画見直し年度</td><td>昭和 55 年度</td><td>昭和 53 年度</td><td>昭和 53 年度</td><td>昭和 54 年度</td></tr><tr><td>平成 1 年度</td><td>平成 1 年度</td><td>昭和 62 年度</td><td>昭和 59 年度</td></tr><tr><td>平成 11 年度</td><td>平成 9 年度</td><td>平成 6 年度</td><td>平成 3 年度</td></tr><tr><td></td><td></td><td>平成 13 年度</td><td>平成 9 年度</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">平成 23 年度</td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">平成 29 年度</td><td></td></tr></table>			旧町の名称	園部町	八木町	日吉町	美山町	地域指定年度	昭和 47 年度	昭和 47 年度	昭和 45 年度	昭和 47 年度	計画策定年度	昭和 49 年度	昭和 49 年度	昭和 48 年度	昭和 49 年度	計画見直し年度	昭和 55 年度	昭和 53 年度	昭和 53 年度	昭和 54 年度	平成 1 年度	平成 1 年度	昭和 62 年度	昭和 59 年度	平成 11 年度	平成 9 年度	平成 6 年度	平成 3 年度			平成 13 年度	平成 9 年度			平成 23 年度					平成 29 年度			<table><tr><td>平成 2 4 年 3 月</td><td>平成 3 0 年 3 月</td></tr><tr><td>京都府南丹市</td><td>京都府南丹市</td></tr></table>			平成 2 4 年 3 月	平成 3 0 年 3 月	京都府南丹市	京都府南丹市
旧町の名称	園部町	八木町	日吉町	美山町																																															
地域指定年度	昭和 47 年度	昭和 47 年度	昭和 45 年度	昭和 47 年度																																															
計画策定年度	昭和 49 年度	昭和 49 年度	昭和 48 年度	昭和 49 年度																																															
計画見直し年度	昭和 55 年度	昭和 53 年度	昭和 53 年度	昭和 54 年度																																															
	平成 1 年度	平成 1 年度	昭和 62 年度	昭和 59 年度																																															
	平成 11 年度	平成 9 年度	平成 6 年度	平成 3 年度																																															
			平成 13 年度	平成 9 年度																																															
		平成 23 年度																																																	
		平成 29 年度																																																	
平成 2 4 年 3 月	平成 3 0 年 3 月																																																		
京都府南丹市	京都府南丹市																																																		

南丹農業振興地域整備計画書 比較表

修 正 前		修 正 後	
目 次		目 次	
第1 農用地利用計画	3	第1 農用地利用計画	3
1 土地利用区分の方向	3	1 土地利用区分の方向	3
(1) 土地利用の方向	3	(1) 土地利用の方向	3
ア 土地利用の構想	3	ア 土地利用の構想	3
イ 農用地区域の設定方針	4	イ 農用地区域の設定方針	4
(2) 農業上の土地利用の方向	5	(2) 農業上の土地利用の方向	5
ア 農用地等利用の方針	5	ア 農用地等利用の方針	5
イ 用途区分の構想	6	イ 用途区分の構想	6
ウ 特別な用途区分の構想	9	ウ 特別な用途区分の構想	9
2 農用地利用計画	別記	2 農用地利用計画	別記
第2 農業生産基盤の整備開発計画	10	第2 農業生産基盤の整備開発計画	10
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向	10	1 農業生産基盤の整備及び開発の方向	10
2 農業生産基盤整備開発計画	10	2 農業生産基盤整備開発計画	10
3 森林の整備その他林業の振興との関連	11	3 森林の整備その他林業の振興との関連	11
4 他事業との関連	11	4 他事業との関連	11
第3 農用地等の保全計画	12	第3 農用地等の保全計画	12
1 農用地等の保全の方向	12	1 農用地等の保全の方向	12
2 農用地等の保全のための活動	12	2 農用地等の保全のための活動	12
3 森林の整備その他林業の振興との関連	13	3 森林の整備その他林業の振興との関連	13
第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進計画	14	第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進計画	14
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	14	1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	14
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標	14	(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標	14
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	15	(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	15
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	15	2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	15
3 森林の整備その他林業の振興との関連	16	3 森林の整備その他林業の振興との関連	16
第5 農業近代化施設の整備計画	17	第5 農業近代化施設の整備計画	17
1 農業近代化施設の整備の方向	17	1 農業近代化施設の整備の方向	17
2 森林の整備その他林業の振興との関連	19	2 森林の整備その他林業の振興との関連	19
第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	20	第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	20
1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	20	1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	20
2 農業就業業者育成・確保施設整備計画	20	2 農業就業業者育成・確保施設整備計画	20
3 農業を担うべき者のための支援の活動	20	3 農業を担うべき者のための支援の活動	20
4 森林の整備その他林業の振興との関連	20	4 森林の整備その他林業の振興との関連	20
第7 農業従事者の安定的な就業の促進の目標	21	第7 農業従事者の安定的な就業の促進の目標	21
1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標	21	1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標	21
2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	21	2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	21
3 森林の整備その他林業の振興との関連	21	3 森林の整備その他林業の振興との関連	21
第8 生活環境施設の整備計画	23	第8 生活環境施設の整備計画	23
1 生活環境施設の整備の目標	23	1 生活環境施設の整備の目標	23
2 生活環境施設整備計画	24	2 生活環境施設整備計画	24
3 森林の整備その他林業の振興との関連	27	3 森林の整備その他林業の振興との関連	27
4 その他の施設の整備に係る事業との関連	27	4 その他の施設の整備に係る事業との関連	27
別記 農用地利用計画		別記 農用地利用計画	

南丹農業振興地域整備計画書 比較表

修	正	前	修	正	後
第1 農用地利用計画			第1 農用地利用計画		
1 土地利用区分の方向			1 土地利用区分の方向		
(1) 土地利用の方向			(1) 土地利用の方向		
ア 土地利用の構想			ア 土地利用の構想		
(ア) 地域の概況			(ア) 地域の概況		
船井郡園部町・八木町・日吉町及び北桑田郡美山町の合併により平成18年1月1日に誕生し南丹市は、京都府のほぼ中央部に位置しており、北は福井県と滋賀県、南は兵庫県と大阪府、西は綾部市と京丹波町、東は京都市と亀岡市に隣接し、面積は616.31平方キロメートル（京都府の13.4%）と京都府内では京都市に次いで2番目の広さを有しています。	船井郡園部町・八木町・日吉町及び北桑田郡美山町の合併により平成18年1月1日に誕生し南丹市は、京都府のほぼ中央部に位置しており、北は福井県と滋賀県、南は兵庫県と大阪府、西は綾部市と京丹波町、東は京都市と亀岡市に隣接し、面積は616.31平方キロメートル（京都府の13.4%）と京都府内では京都市に次いで2番目の広さを有しています。	船井郡園部町・八木町・日吉町及び北桑田郡美山町の合併により平成18年1月1日に誕生し南丹市は、京都府のほぼ中央部に位置しており、北は福井県と滋賀県、南は兵庫県と大阪府、西は綾部市と京丹波町、東は京都市と亀岡市に隣接し、面積は616.31平方キロメートル（京都府の13.4%）と京都府内では京都市に次いで2番目の広さを有しています。	船井郡園部町・八木町・日吉町及び北桑田郡美山町の合併により平成18年1月1日に誕生し南丹市は、京都府のほぼ中央部に位置しており、北は福井県と滋賀県、南は兵庫県と大阪府、西は綾部市と京丹波町、東は京都市と亀岡市に隣接し、面積は616.31平方キロメートル（京都府の13.4%）と京都府内では京都市に次いで2番目の広さを有しています。	船井郡園部町・八木町・日吉町及び北桑田郡美山町の合併により平成18年1月1日に誕生し南丹市は、京都府のほぼ中央部に位置しており、北は福井県と滋賀県、南は兵庫県と大阪府、西は綾部市と京丹波町、東は京都市と亀岡市に隣接し、面積は616.31平方キロメートル（京都府の13.4%）と京都府内では京都市に次いで2番目の広さを有しています。	船井郡園部町・八木町・日吉町及び北桑田郡美山町の合併により平成18年1月1日に誕生し南丹市は、京都府のほぼ中央部に位置しており、北は福井県と滋賀県、南は兵庫県と大阪府、西は綾部市と京丹波町、東は京都市と亀岡市に隣接し、面積は616.31平方キロメートル（京都府の13.4%）と京都府内では京都市に次いで2番目の広さを有しています。
地勢は緑豊かな自然に恵まれた地域で、大半を丹波山地が占め、北部を由良川が、中部を淀川水系の桂川（大堰川）が流れ、その間にいくつかの山間盆地が形成され、南部は亀岡盆地につながっています。年平均気温は13℃前後で、山陰内陸性気候となっています。	地勢は緑豊かな自然に恵まれた地域で、大半を丹波山地が占め、北部を由良川が、中部を淀川水系の桂川（大堰川）が流れ、その間にいくつかの山間盆地が形成され、南部は亀岡盆地につながっています。年平均気温は13℃前後で、山陰内陸性気候となっています。	地勢は緑豊かな自然に恵まれた地域で、大半を丹波山地が占め、北部を由良川が、中部を淀川水系の桂川（大堰川）が流れ、その間にいくつかの山間盆地が形成され、南部は亀岡盆地につながっています。年平均気温は13℃前後で、山陰内陸性気候となっています。	地勢は緑豊かな自然に恵まれた地域で、大半を丹波山地が占め、北部を由良川が、中部を淀川水系の桂川（大堰川）が流れ、その間にいくつかの山間盆地が形成され、南部は亀岡盆地につながっています。年平均気温は13℃前後で、山陰内陸性気候となっています。	地勢は緑豊かな自然に恵まれた地域で、大半を丹波山地が占め、北部を由良川が、中部を淀川水系の桂川（大堰川）が流れ、その間にいくつかの山間盆地が形成され、南部は亀岡盆地につながっています。年平均気温は13℃前後で、山陰内陸性気候となっています。	地勢は緑豊かな自然に恵まれた地域で、大半を丹波山地が占め、北部を由良川が、中部を淀川水系の桂川（大堰川）が流れ、その間にいくつかの山間盆地が形成され、南部は亀岡盆地につながっています。年平均気温は13℃前後で、山陰内陸性気候となっています。
人口及び世帯数は、平成17年の国勢調査によると人口36,736人と減少傾向にあり、世帯数は近年の核家族化等により12,433世帯と微増傾向にあります。年齢別の人口構成をみると、14歳以下が12.4%、15歳から64歳までが60.0%、65歳以上が27.6%となり、65歳以上の高齢者の占める割合が20年間で11.0%増加し、今後増加していくことが予想されます。	人口及び世帯数は、平成17年の国勢調査によると人口36,736人と減少傾向にあり、世帯数は近年の核家族化等により12,433世帯と微増傾向にあります。年齢別の人口構成をみると、14歳以下が12.4%、15歳から64歳までが60.0%、65歳以上が27.6%となり、65歳以上の高齢者の占める割合が20年間で11.0%増加し、今後増加していくことが予想されます。	人口及び世帯数は、平成17年の国勢調査によると人口36,736人と減少傾向にあり、世帯数は近年の核家族化等により12,433世帯と微増傾向にあります。年齢別の人口構成をみると、14歳以下が12.4%、15歳から64歳までが60.0%、65歳以上が27.6%となり、65歳以上の高齢者の占める割合が20年間で11.0%増加し、今後増加していくことが予想されます。	人口及び世帯数は、平成27年の国勢調査によると人口33,145人と減少傾向にあり、世帯数は近年の核家族化等により12,783世帯と微増傾向にあります。年齢別の人口構成をみると、14歳以下が10.8%、15歳から64歳までが55.7%、65歳以上が33.5%となり、65歳以上の高齢者の占める割合が20年間で12.1%増加し、今後増加していくことが予想されます。	人口及び世帯数は、平成27年の国勢調査によると人口33,145人と減少傾向にあり、世帯数は近年の核家族化等により12,783世帯と微増傾向にあります。年齢別の人口構成をみると、14歳以下が10.8%、15歳から64歳までが55.7%、65歳以上が33.5%となり、65歳以上の高齢者の占める割合が20年間で12.1%増加し、今後増加していくことが予想されます。	人口及び世帯数は、平成27年の国勢調査によると人口33,145人と減少傾向にあり、世帯数は近年の核家族化等により12,783世帯と微増傾向にあります。年齢別の人口構成をみると、14歳以下が10.8%、15歳から64歳までが55.7%、65歳以上が33.5%となり、65歳以上の高齢者の占める割合が20年間で12.1%増加し、今後増加していくことが予想されます。
土地利用は、園部町・八木町の既成市街地を中心とする市街化区域566ha、その周辺の市街化調整区域8,849ha、日吉町・美山町を中心とするその他の区域52,216haとなっています。また市全体面積では山林が88.0%を占めており、宅地は1.3%、農地は4.5%となっています。	土地利用は、園部町・八木町の既成市街地を中心とする市街化区域566ha、その周辺の市街化調整区域8,849ha、日吉町・美山町を中心とするその他の区域52,216haとなっています。また市全体面積では山林が88.0%を占めており、宅地は1.3%、農地は4.5%となっています。	土地利用は、園部町・八木町の既成市街地を中心とする市街化区域566ha、その周辺の市街化調整区域8,849ha、日吉町・美山町を中心とするその他の区域52,216haとなっています。また市全体面積では山林が88.0%を占めており、宅地は1.3%、農地は4.5%となっています。	土地利用は、園部町・八木町の既成市街地を中心とする市街化区域566ha、その周辺の市街化調整区域8,849ha、日吉町・美山町を中心とするその他の区域52,216haとなっています。また市全体面積では山林が87.9%を占めており、宅地は1.3%、農地は4.4%となっています。	土地利用は、園部町・八木町の既成市街地を中心とする市街化区域566ha、その周辺の市街化調整区域8,849ha、日吉町・美山町を中心とするその他の区域52,216haとなっています。また市全体面積では山林が87.9%を占めており、宅地は1.3%、農地は4.4%となっています。	土地利用は、園部町・八木町の既成市街地を中心とする市街化区域566ha、その周辺の市街化調整区域8,849ha、日吉町・美山町を中心とするその他の区域52,216haとなっています。また市全体面積では山林が87.9%を占めており、宅地は1.3%、農地は4.4%となっています。
交通事情は、道路が京都縦貫自動車道のほか、南部に国道9号・372号・477号が走り、北部に国道162号が走っています。鉄道は南東の京都市から北西にかけてJR山陰本線が走っており、京都市への通勤圏にあります。平成22年4月にJR山陰本線京都・園部間で完全複線化開業となりました。	交通事情は、道路が京都縦貫自動車道のほか、南部に国道9号・372号・477号が走り、北部に国道162号が走っています。鉄道は南東の京都市から北西にかけてJR山陰本線が走っており、京都市への通勤圏にあります。平成22年4月にJR山陰本線京都・園部間で完全複線化開業となりました。	交通事情は、道路が京都縦貫自動車道のほか、南部に国道9号・372号・477号が走り、北部に国道162号が走っています。鉄道は南東の京都市から北西にかけてJR山陰本線が走っており、京都市への通勤圏にあります。平成22年4月にJR山陰本線京都・園部間で完全複線化開業となりました。	交通事情は、道路が京都縦貫自動車道のほか、南部に国道9号・372号・477号が走り、北部に国道162号が走っています。鉄道は南東の京都市から北西にかけてJR山陰本線が走っており、京都市への通勤圏にあります。	交通事情は、道路が京都縦貫自動車道のほか、南部に国道9号・372号・477号が走り、北部に国道162号が走っています。鉄道は南東の京都市から北西にかけてJR山陰本線が走っており、京都市への通勤圏にあります。	交通事情は、道路が京都縦貫自動車道のほか、南部に国道9号・372号・477号が走り、北部に国道162号が走っています。鉄道は南東の京都市から北西にかけてJR山陰本線が走っており、京都市への通勤圏にあります。
○国勢調査（人口及び世帯数）			○国勢調査（人口及び世帯数）		
人 口	平成22年	35,214人	平成27年	33,145人	▲2,069人
世帯数	平成22年	12,721世帯	平成27年	12,783世帯	62世帯
○国勢調査（年齢別人口）			○国勢調査（年齢別人口）		
割合	14才以下	10.8%	15～64才	55.7%	65才以上
人口	14才以下	3,551人	15～64才	18,240人	10,957人
※年齢不詳があるため人口総数と一致しません。					

南丹農業振興地域整備計画書 比較表

修 正 前		修 正 後																					
(イ) 産業経済の動向 園部町は大学・専門学校の誘致や高度情報基盤整備及び子育て支援を進め、住宅地開発も行ってきました。また、ろり溪温泉の整備等により観光振興を進めてきました。 八木町は、京都市から特に至近な立地からも、企業誘致を進め、優良な企業が数多く立地しており、また、公立南丹病院によって南丹地域の高度医療の拠点としての役割を担ってきました。平野部を中心に農業も盛んで、資源のリサイクルなども積極的に進めてきました。 日吉町は、明治鍼灸大学および同附属病院が立地しており、近年は日吉ダム周辺における温泉施設などリゾートゾーンの整備、高齢者を中心にした保健・福祉などの充実を進めてきました。 美山町は、広大な自然を背景にグリーン・ツーリズムの展開とともに、特産品開発・販売を意欲的に進め、「日本一の田舎づくり」をめざして地域そのもののブランド化を図ってきました。昔ながらのかやぶき民家が建ち並ぶ地区は、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定され、多くの人々が季節を問わず訪れています。 これらそれぞれの町の個性的な町づくりを活かし、今後は、交通ネットワークの充実や有効な土地利用により、定住促進や企業進出、観光振興をめざしたまちづくりが必要となります。 産業別就業人口を見ると、2次産業、3次産業従事者が大半を占めており、近年、3次産業の比率が増加しています。平成17年の国勢調査によると、総就業人口は17,460人であり、1次産業2,189人(12.5%)、2次産業4,742人(27.2%)、3次産業10,529人(60.3%)となり、農家数については年々減少しており、特に第2種兼業農家の減少が著しくなっています。 商工業については、商業・工業共に事業所数は減少傾向にある状況で、工業の製品出荷額は停滞期間もありますが、増加傾向にあったものが平成21年度には減少傾向に転じました。商業における販売額は減少傾向にあり、平成11年に一時回復したものの、その後大きく減少しています。		(イ) 産業経済の動向 園部町は大学・専門学校の誘致や高度情報基盤整備及び子育て支援を進め、住宅地開発も行ってきました。また、ろり溪温泉の整備等により観光振興を進めてきました。 八木町は、京都市から特に至近な立地からも、企業誘致を進め、優良な企業が数多く立地しており、また、京都中部総合医療センターによって南丹地域の高度医療の拠点としての役割を担ってきました。平野部を中心に農業も盛んで、資源のリサイクルなども積極的に進めてきました。 日吉町は、明治国際医療大学および同附属病院が立地しており、近年は日吉ダム周辺における温泉施設などリゾートゾーンの整備、高齢者を中心にした保健・福祉などの充実を進めてきました。 美山町は、広大な自然を背景にグリーン・ツーリズムの展開とともに、特産品開発・販売を意欲的に進め、「日本一の田舎づくり」をめざして地域そのもののブランド化を図ってきました。昔ながらのかやぶき民家が建ち並ぶ地区は、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定され、多くの人々が季節を問わず訪れています。 これらそれぞれの町の個性的な町づくりを活かし、今後は、交通ネットワークの充実や有効な土地利用により、定住促進や企業進出へのアピール、更に近年増加しているインパウンドも視野に農山村地域の魅力を発信した観光振興等を柱としたまちづくりが必要となります。 産業別就業人口を見ると、2次産業、3次産業従事者が大半を占めており、近年、3次産業の比率が増加しています。平成27年の国勢調査によると、総就業人口は15,945人であり、1次産業1,532人(9.6%)、2次産業3,734人(23.4%)、3次産業9,645人(60.5%)、その他分類不能の産業1,034人(6.5%)となり、農家数については年々減少しており、特に第2種兼業農家の減少が著しくなっています。 商工業については、商業・工業共に事業所数及び出荷販売額が減少傾向にあります。																					
		○農林業センサス																					
		<table><tr><th></th><th>2015</th><th>2010</th><th>2005</th><th>備 考</th></tr><tr><td>専業農家</td><td>522 戸</td><td>436 戸</td><td>438 戸</td><td>世帯に兼業従事者がいない</td></tr><tr><td>第1種兼業農家</td><td>112 戸</td><td>156 戸</td><td>239 戸</td><td>農業所得 > 兼業所得</td></tr><tr><td>第2種兼業農家</td><td>1,249 戸</td><td>1,652 戸</td><td>1,845 戸</td><td>農業所得 < 兼業所得</td></tr></table>			2015	2010	2005	備 考	専業農家	522 戸	436 戸	438 戸	世帯に兼業従事者がいない	第1種兼業農家	112 戸	156 戸	239 戸	農業所得 > 兼業所得	第2種兼業農家	1,249 戸	1,652 戸	1,845 戸	農業所得 < 兼業所得
	2015	2010	2005	備 考																			
専業農家	522 戸	436 戸	438 戸	世帯に兼業従事者がいない																			
第1種兼業農家	112 戸	156 戸	239 戸	農業所得 > 兼業所得																			
第2種兼業農家	1,249 戸	1,652 戸	1,845 戸	農業所得 < 兼業所得																			

南丹農業振興地域整備計画書 比較表

修 正 前			修 正 後																																																																																										
(ウ) 土地利用の構想 本市の区域を都市区域、中山間区域に大別し、それぞれの地区の特性を生かした有効利用を図り、総合的、計画的なまちづくりを進めるとともに、旧4町の行政・商業業務等の中心である地区を地域核として位置づけ、整備とネットワーク化を図る。 農業上の土地利用については、市域のうち都市計画法の市街化区域及び都市計画法に基づき設定された都市計画区域内の用途区分並びに規模の大きな森林の区域等を除いた区域7,455.1haを農業振興地域とし、当該地域を中心に、ほ場整備をはじめとする農業生産基盤整備と農村生活環境基盤整備の一体的な推進を図るとともに、地域の特性、資源を生かした農産物、特産品の生産拡大や認定農業者、新規就農者の支援等による担い手の育成等に取り組み、農地の利用集積等を含めた計画的な土地利用を推進する。 あわせて、国土の保全や水源の涵養、自然環境の保全等の多面的機能の発揮や農村・都市交流の場としての農業的土地利用を推進する。 なお、農業振興地域の現況と今後概ね10年間を見通した目標は次のとおりである。 (単位：ha %) <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">農用地</th><th colspan="2">農業用施設用地</th><th colspan="2">森林・原野</th><th colspan="2">住宅地</th></tr><tr><th>実数</th><th>比率</th><th>実数</th><th>比率</th><th>実数</th><th>比率</th><th>実数</th><th>比率</th></tr><tr><td>現在(H23)</td><td>2,362.2</td><td>31.5</td><td>15.2</td><td>0.2</td><td>1,314.3</td><td>17.5</td><td>370.8</td><td>4.9</td></tr><tr><td>目標(H33)</td><td>2,300.0</td><td>30.6</td><td>18.6</td><td>0.2</td><td>1,303.3</td><td>17.4</td><td>516.9</td><td>6.9</td></tr><tr><td>増減</td><td>▲62.2</td><td></td><td>3.4</td><td></td><td>▲11.0</td><td></td><td>146.1</td><td></td></tr></table>				農用地		農業用施設用地		森林・原野		住宅地		実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	現在(H23)	2,362.2	31.5	15.2	0.2	1,314.3	17.5	370.8	4.9	目標(H33)	2,300.0	30.6	18.6	0.2	1,303.3	17.4	516.9	6.9	増減	▲62.2		3.4		▲11.0		146.1		(ウ) 土地利用の構想 本市の区域を都市区域、中山間区域に大別し、それぞれの地区の特性を生かした有効利用を図り、総合的、計画的なまちづくりを進めるとともに、旧4町の行政・商業業務等の中心である地区を地域核として位置づけ、整備とネットワーク化を図る。 農業上の土地利用については、市域のうち都市計画法の市街化区域及び都市計画法に基づき設定された都市計画区域内の用途区分並びに規模の大きな森林の区域等を除いた区域7,451haを農業振興地域とし、当該地域を中心に、ほ場整備をはじめとする農業生産基盤整備と農村生活環境基盤整備の一体的な推進を図るとともに、地域の特性、資源を生かした農産物、特産品の生産拡大や認定農業者、新規就農者の支援等による担い手の育成等に取り組み、農地の利用集積等を含めた計画的な土地利用を推進する。 あわせて、国土の保全や水源の涵養、自然環境の保全等の多面的機能の発揮や農村・都市交流の場としての農業的土地利用を推進する。 なお、農業振興地域の現況と今後概ね5年間を見通した目標は次のとおりである。 (単位：ha %) <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">農用地</th><th colspan="2">農業用施設用地</th><th colspan="2">森林・原野</th><th colspan="2">住宅地</th></tr><tr><th>実数</th><th>比率</th><th>実数</th><th>比率</th><th>実数</th><th>比率</th><th>実数</th><th>比率</th></tr><tr><td>現在(H29)</td><td>2,274.6</td><td>30.5</td><td>18.6</td><td>0.2</td><td>1,322.0</td><td>17.7</td><td>518.2</td><td>7.0</td></tr><tr><td>目標(H33)</td><td>2,263.6</td><td>30.3</td><td>19.4</td><td>0.3</td><td>1,330.9</td><td>17.8</td><td>519.0</td><td>7.0</td></tr><tr><td>増減</td><td>▲11.0</td><td></td><td>0.8</td><td></td><td>8.9</td><td></td><td>0.8</td><td></td></tr></table>				農用地		農業用施設用地		森林・原野		住宅地		実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	現在(H29)	2,274.6	30.5	18.6	0.2	1,322.0	17.7	518.2	7.0	目標(H33)	2,263.6	30.3	19.4	0.3	1,330.9	17.8	519.0	7.0	増減	▲11.0		0.8		8.9		0.8	
	農用地			農業用施設用地		森林・原野		住宅地																																																																																					
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率																																																																																					
現在(H23)	2,362.2	31.5	15.2	0.2	1,314.3	17.5	370.8	4.9																																																																																					
目標(H33)	2,300.0	30.6	18.6	0.2	1,303.3	17.4	516.9	6.9																																																																																					
増減	▲62.2		3.4		▲11.0		146.1																																																																																						
	農用地		農業用施設用地		森林・原野		住宅地																																																																																						
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率																																																																																					
現在(H29)	2,274.6	30.5	18.6	0.2	1,322.0	17.7	518.2	7.0																																																																																					
目標(H33)	2,263.6	30.3	19.4	0.3	1,330.9	17.8	519.0	7.0																																																																																					
増減	▲11.0		0.8		8.9		0.8																																																																																						
<table><tr><th colspan="2">工場用地</th><th colspan="2">その他</th><th colspan="2">計</th></tr><tr><th>実数</th><th>比率</th><th>実数</th><th>比率</th><th>実数</th><th>比率</th></tr><tr><td>63.1</td><td>0.8</td><td>3,387.0</td><td>45.1</td><td>7,512.6</td><td>100.0</td></tr><tr><td>84.9</td><td>1.1</td><td>3,288.9</td><td>43.8</td><td>7,512.6</td><td>100.0</td></tr><tr><td>21.8</td><td></td><td>▲98.1</td><td></td><td>0.0</td><td></td></tr></table>			工場用地		その他		計		実数	比率	実数	比率	実数	比率	63.1	0.8	3,387.0	45.1	7,512.6	100.0	84.9	1.1	3,288.9	43.8	7,512.6	100.0	21.8		▲98.1		0.0		<table><tr><th colspan="2">工場用地</th><th colspan="2">その他</th><th colspan="2">計</th></tr><tr><th>実数</th><th>比率</th><th>実数</th><th>比率</th><th>実数</th><th>比率</th></tr><tr><td>85.8</td><td>1.2</td><td>3,231.8</td><td>43.4</td><td>7,451.0</td><td>100.0</td></tr><tr><td>85.8</td><td>1.2</td><td>3,232.3</td><td>43.4</td><td>7,451.0</td><td>100.0</td></tr><tr><td>0.0</td><td></td><td>0.5</td><td></td><td>0.0</td><td></td></tr></table>			工場用地		その他		計		実数	比率	実数	比率	実数	比率	85.8	1.2	3,231.8	43.4	7,451.0	100.0	85.8	1.2	3,232.3	43.4	7,451.0	100.0	0.0		0.5		0.0																													
工場用地		その他		計																																																																																									
実数	比率	実数	比率	実数	比率																																																																																								
63.1	0.8	3,387.0	45.1	7,512.6	100.0																																																																																								
84.9	1.1	3,288.9	43.8	7,512.6	100.0																																																																																								
21.8		▲98.1		0.0																																																																																									
工場用地		その他		計																																																																																									
実数	比率	実数	比率	実数	比率																																																																																								
85.8	1.2	3,231.8	43.4	7,451.0	100.0																																																																																								
85.8	1.2	3,232.3	43.4	7,451.0	100.0																																																																																								
0.0		0.5		0.0																																																																																									
			○農業振興地域の面積 指定を行う京都府が作成した京都府農業振興地域整備基本方針との整合を図った。																																																																																										

南丹農業振興地域整備計画書 比較表

修 正 前	修 正 後
イ 農用地区域の設定方針 (ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針 本地域内にある現況農用地 2,362.2haのうち、a～cに該当する農用地で、道路、河川等公益性が特に高いと認められる施設のうち農業振興地域整備計画の達成に著しい障害を及ぼす恐れが少ないものの整備に係る農用地を除いた 2,300.0ha について農用地区域とする。 a 集团的に存在する農用地（10ha 以上の集团的な農用地） b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く）の施行に係る区域内にある農用地。 ただし、bの土地であっても原則として非農用地区域の土地については、農用地には含まれない。 c a及びb以外の農用地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地 ・ 果樹や茶等の地域の特産物を生産している農地で産地の形成上確保しておくことが必要なもの。 ・ 国が補助を行わない土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地 ・ 農業基盤整備事業の実施が予定されている土地 ・ その他、将来的に認定農業者等の担い手に集積することによって、経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当と考えられる農用地。 ・ 中山間地域直接支払制度又は農地・水・環境保全向上対策対象農地 ただし、cの土地であっても、次の土地については農用地区域に含まれない。 (a) 集落区域内に介在する未整備の農用地 (b) 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが適当でないとして認められる農用地 (c) 中心集落の整備（中小企業の誘致、住宅の建設等）に伴って拡張の対象となる農用地	イ 農用地区域の設定方針 (ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針 本地域内にある現況農用地 2,763.4haのうち、a～cに該当する農用地で、道路、河川等公益性が特に高いと認められる施設のうち農業振興地域整備計画の達成に著しい障害を及ぼす恐れが少ないものの整備に係る農用地を除いた 2,293.2ha について農用地区域とする。 a 集团的に存在する農用地（10ha 以上の集团的な農用地） b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く）の施行に係る区域内にある農用地。 ただし、bの土地であっても原則として非農用地区域の土地については、農用地には含まれない。 c a及びb以外の農用地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地 ・ 果樹や茶等の地域の特産物を生産している農地で産地の形成上確保しておくことが必要なもの。 ・ 国が補助を行わない土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地 ・ 農業基盤整備事業の実施が予定されている土地 ・ その他、将来的に認定農業者等の担い手に集積することによって、経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当と考えられる農用地。 ・ 日本型直接支払制度（中山間地域等直接支払又は多面的機能支払）対象農地 ただし、cの土地であっても、次の土地については農用地区域に含まれない。 (a) 集落区域内に介在する未整備の農用地 (b) 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが適当でないとして認められる農用地 (c) 中心集落の整備（中小企業の誘致、住宅の建設等）に伴って拡張の対象となる農用地
	○農用地の現状及び将来見込により変更 ○中山間地域直接支払制度及び農地・水・環境保全向上対策は法制化されたため文言修正

南丹農業振興地域整備計画書 比較表

修 正 前	修 正 後
(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針 本地域内にある土地改良施設のうち(ア)において農用地区域を設定する方針とした 現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があ るものは農用地区域を設定する。 (ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針 本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針と した現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要 があるもの及び2ha以上の農業用施設用地について、農用地区域を設定する。 (エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針 現況森林、原野等については、農用地区域から除外するが、集落からの要請があるも の及び農地への復元が可能なものについては、除外しない。	(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針 本地域内にある土地改良施設のうち(ア)において農用地区域を設定する方針とした 現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があ るものは農用地区域を設定する。 (ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針 本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針と した現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要 があるもの及び2ha以上の農業用施設用地について、農用地区域を設定する。 (エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針 現況森林、原野等については、農用地区域から除外するが、集落からの要請があるも の及び農地への復元が可能なものについては、除外しない。 また、荒廃農地として判断がなされる農用地であっても、農地の集団性・一体性等に支 障が生じる場合には除外しない。
	○文言追加 ほ場整備田の中心地等において、他の目的に使用するため故意等に荒廃農地としたようなもの や、耕作放棄地の復旧に係る事業等を利用して復旧の可能性があるものは除外を行わないことを明 記する。

南丹農業振興地域整備計画書 比較表

修 正 前				修 正 後																																																																																																																																																																											
(2) 農業上の土地利用の方向				(2) 農業上の土地利用の方向																																																																																																																																																																											
ア 農用地等利用の方針 中山間地域に位置する地域は地形的な条件から、規模の拡大が進み難く、兼業農家や自給的農家の小規模な農業が中心を占める状況である。そして高齢化により労働力の減少が進み、後継者の確保難も続く状況から条件の厳しい農地から遊休化が進む状況となっている。 こうした状況を踏まえ、南丹市では国制度に対応した担い手の確保・育成を図るとともに、担い手への利用集積を進め、土地利用を図る方針である。 農用地として設定をしようとする農用地の大半は水田として利用されており、水田については、引き続き、ほ場整備や農道・用排水路等の基盤整備の計画的推進及び適正な維持管理に努め、機械化一貫体系への対応を進めることにより、効果的な土地利用を促進する。 畑・樹園地についても、適地適作による多彩な産地の育成・振興に努め、引き続き農地としての利用を促進する。				ア 農用地等利用の方針 中山間地域に位置する地域は地形的な条件から、規模の拡大が進み難く、兼業農家や自給的農家の小規模な農業が中心を占める状況である。そして高齢化により労働力の減少が進み、後継者の確保難も続く状況から条件の厳しい農地から遊休化が進む状況となっている。 こうした状況を踏まえ、南丹市では国制度に対応した担い手の確保・育成を図るとともに、担い手への利用集積を進め、土地利用を図る方針である。 農用地として設定をしようとする農用地の大半は水田として利用されており、水田については、引き続き、ほ場整備や農道・用排水路等の基盤整備の計画的推進及び適正な維持管理に努め、機械化一貫体系への対応を進めることにより、効果的な土地利用を促進する。 畑・樹園地についても、適地適作による多彩な産地の育成・振興に努め、引き続き農地としての利用を促進する。																																																																																																																																																																											
<table><tr><th></th><th>園部地区</th><th>八木地区</th><th>日吉地区</th><th>美山地区</th><th>計</th></tr><tr><td rowspan="2">農地</td><td>現況</td><td>772.0</td><td>756.6</td><td>380.1</td><td>453.5</td><td>2,362.2</td></tr><tr><td>将来</td><td>765.6</td><td>737.4</td><td>361.8</td><td>435.2</td><td>2,300.0</td></tr><tr><td rowspan="2">採草 放牧地</td><td>増減</td><td>▲6.4</td><td>▲19.2</td><td>▲18.3</td><td>▲18.3</td><td>▲62.2</td></tr><tr><td>現況</td><td>0.0</td><td>0.0</td><td>0.0</td><td>0.0</td><td>0.0</td></tr><tr><td rowspan="2">混牧林地</td><td>将来</td><td>0.0</td><td>0.0</td><td>0.0</td><td>0.0</td><td>0.0</td></tr><tr><td>増減</td><td>0.0</td><td>0.0</td><td>0.0</td><td>0.0</td><td>0.0</td></tr><tr><td rowspan="2">農業用 施設用地</td><td>現況</td><td>0.4</td><td>3.0</td><td>5.4</td><td>6.4</td><td>15.2</td></tr><tr><td>将来</td><td>0.9</td><td>7.0</td><td>4.9</td><td>5.8</td><td>18.6</td></tr><tr><td rowspan="2">計</td><td>増減</td><td>0.5</td><td>4.0</td><td>▲0.5</td><td>▲0.6</td><td>3.4</td></tr><tr><td>現況</td><td>772.4</td><td>759.6</td><td>385.5</td><td>459.9</td><td>2,377.4</td></tr><tr><td rowspan="2"></td><td>将来</td><td>766.5</td><td>744.4</td><td>366.7</td><td>441.0</td><td>2,318.6</td></tr><tr><td>増減</td><td>▲5.9</td><td>▲15.2</td><td>▲18.8</td><td>▲18.9</td><td>▲58.8</td></tr></table>					園部地区	八木地区	日吉地区	美山地区	計	農地	現況	772.0	756.6	380.1	453.5	2,362.2	将来	765.6	737.4	361.8	435.2	2,300.0	採草 放牧地	増減	▲6.4	▲19.2	▲18.3	▲18.3	▲62.2	現況	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	混牧林地	将来	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	増減	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	農業用 施設用地	現況	0.4	3.0	5.4	6.4	15.2	将来	0.9	7.0	4.9	5.8	18.6	計	増減	0.5	4.0	▲0.5	▲0.6	3.4	現況	772.4	759.6	385.5	459.9	2,377.4		将来	766.5	744.4	366.7	441.0	2,318.6	増減	▲5.9	▲15.2	▲18.8	▲18.9	▲58.8	<table><tr><th></th><th>園部地区</th><th>八木地区</th><th>日吉地区</th><th>美山地区</th><th>計</th></tr><tr><td rowspan="2">農地</td><td>現況</td><td>771.9</td><td>736.9</td><td>345.7</td><td>420.1</td><td>2,274.6</td></tr><tr><td>将来</td><td>769.9</td><td>733.0</td><td>344.1</td><td>416.6</td><td>2,263.6</td></tr><tr><td rowspan="2">採草 放牧地</td><td>増減</td><td>▲2.0</td><td>▲3.9</td><td>▲1.6</td><td>▲3.5</td><td>▲11.0</td></tr><tr><td>現況</td><td>0.0</td><td>0.0</td><td>0.0</td><td>0.0</td><td>0.0</td></tr><tr><td rowspan="2">混牧林地</td><td>将来</td><td>0.0</td><td>0.0</td><td>0.0</td><td>0.0</td><td>0.0</td></tr><tr><td>増減</td><td>0.0</td><td>0.0</td><td>0.0</td><td>0.0</td><td>0.0</td></tr><tr><td rowspan="2">農業用 施設用地</td><td>現況</td><td>1.6</td><td>5.8</td><td>5.6</td><td>5.6</td><td>18.6</td></tr><tr><td>将来</td><td>1.8</td><td>6.0</td><td>5.8</td><td>5.8</td><td>19.4</td></tr><tr><td rowspan="2">計</td><td>増減</td><td>0.2</td><td>0.2</td><td>0.2</td><td>0.2</td><td>0.8</td></tr><tr><td>現況</td><td>773.5</td><td>742.7</td><td>351.3</td><td>425.7</td><td>2,293.2</td></tr><tr><td rowspan="2"></td><td>将来</td><td>771.7</td><td>739.0</td><td>349.9</td><td>422.4</td><td>2,283.0</td></tr><tr><td>増減</td><td>▲1.8</td><td>▲3.7</td><td>▲1.4</td><td>▲3.3</td><td>▲10.2</td></tr></table>					園部地区	八木地区	日吉地区	美山地区	計	農地	現況	771.9	736.9	345.7	420.1	2,274.6	将来	769.9	733.0	344.1	416.6	2,263.6	採草 放牧地	増減	▲2.0	▲3.9	▲1.6	▲3.5	▲11.0	現況	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	混牧林地	将来	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	増減	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	農業用 施設用地	現況	1.6	5.8	5.6	5.6	18.6	将来	1.8	6.0	5.8	5.8	19.4	計	増減	0.2	0.2	0.2	0.2	0.8	現況	773.5	742.7	351.3	425.7	2,293.2		将来	771.7	739.0	349.9	422.4	2,283.0	増減	▲1.8	▲3.7	▲1.4	▲3.3	▲10.2
	園部地区	八木地区	日吉地区	美山地区	計																																																																																																																																																																										
農地	現況	772.0	756.6	380.1	453.5	2,362.2																																																																																																																																																																									
	将来	765.6	737.4	361.8	435.2	2,300.0																																																																																																																																																																									
採草 放牧地	増減	▲6.4	▲19.2	▲18.3	▲18.3	▲62.2																																																																																																																																																																									
	現況	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0																																																																																																																																																																									
混牧林地	将来	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0																																																																																																																																																																									
	増減	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0																																																																																																																																																																									
農業用 施設用地	現況	0.4	3.0	5.4	6.4	15.2																																																																																																																																																																									
	将来	0.9	7.0	4.9	5.8	18.6																																																																																																																																																																									
計	増減	0.5	4.0	▲0.5	▲0.6	3.4																																																																																																																																																																									
	現況	772.4	759.6	385.5	459.9	2,377.4																																																																																																																																																																									
	将来	766.5	744.4	366.7	441.0	2,318.6																																																																																																																																																																									
	増減	▲5.9	▲15.2	▲18.8	▲18.9	▲58.8																																																																																																																																																																									
	園部地区	八木地区	日吉地区	美山地区	計																																																																																																																																																																										
農地	現況	771.9	736.9	345.7	420.1	2,274.6																																																																																																																																																																									
	将来	769.9	733.0	344.1	416.6	2,263.6																																																																																																																																																																									
採草 放牧地	増減	▲2.0	▲3.9	▲1.6	▲3.5	▲11.0																																																																																																																																																																									
	現況	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0																																																																																																																																																																									
混牧林地	将来	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0																																																																																																																																																																									
	増減	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0																																																																																																																																																																									
農業用 施設用地	現況	1.6	5.8	5.6	5.6	18.6																																																																																																																																																																									
	将来	1.8	6.0	5.8	5.8	19.4																																																																																																																																																																									
計	増減	0.2	0.2	0.2	0.2	0.8																																																																																																																																																																									
	現況	773.5	742.7	351.3	425.7	2,293.2																																																																																																																																																																									
	将来	771.7	739.0	349.9	422.4	2,283.0																																																																																																																																																																									
	増減	▲1.8	▲3.7	▲1.4	▲3.3	▲10.2																																																																																																																																																																									
○・農用地の現状及び将来見込により変更				○・農用地の現状及び将来見込により変更																																																																																																																																																																											

南丹農業振興地域整備計画書 比較表

修 正 前	修 正 後
イ 用途区分の構想 (ア) 園部地区 i) 園部地区 園部町の中心部に位置する市街地の西部4集落・南部2集落・北部5集落の農用地であり、一部の農用地を除き汎用田としてのほ場整備が完了しており、現状では水田としての利用が大半である。 今後は稲作だけではなく、野菜等の輪作体制を確立させ、都市近郊の野菜の供給地として、簡易施設を利用した施設園芸や露地栽培の拡大を図り、水稲と野菜の複合経営を図る。 ii) 川辺地区 園部町の中心部から北東部に位置し、中心部とは府道園部平屋線によって結ばれ、桂川（大堰川）を中心に左右に開けた6集落の農用地であり、一部の農用地を除き汎用田としてのほ場整備が完了しており、日吉多目的ダムの建設により、水害に対しての問題も緩和された地区であり、現状では水田としての利用が大半である。 この地区の土壌は、総じて砂質土壌であることから蔬菜園芸に適していることから、水稲と蔬菜の複合経営を図る。 iii) 摩気地区 園部町の中心部より南から西にかけてある地域であり、地形的に東部3集落・中部4集落・西部に2集落に分かれている。一部の農用地を除き汎用田としてのほ場整備が完了しており、東部・中部は水利に恵まれ、地形的にも比較的ゆるやかな傾斜地であるため、水田として恵まれていることから、現状では水田としての利用が大半である。 今後は稲作だけではなく、野菜等の輪作体制を確立させ、都市近郊の野菜の供給地として、簡易施設を利用した施設園芸や露地栽培の拡大を図り、水稲と野菜の複合経営を図る。 また、西部の2集落については、組織的な生産・販売体制を確立していく。 iv) 西本梅地区 本地区は、園部町の南西部に位置し、国道372号線が横断しており、本梅川流域に5集落、園部川流域に3集落あり、一部の農用地を除き汎用田としてのほ場整備が完了しているが、園部地区内の他地区と比べると一般的に山間地域に存在する。パイプハウスを活用した伏見甘長とうがらし・春菊・きゅうり・トマト等の栽培に力を入れていることから、継続して水稲以外の作物栽培を図っていく。 また、本地区の大河内集落には京都府立るり溪自然公園があり、るり溪温泉の観光施設、京都府立るり溪少年自然の家等の観光レクリエーションゾーンとして、京阪神から訪れる観光客は年々増加し、南大谷集落には、京都府唯一の農業専門学校である京都府立農芸高等学校があり、農業後継者育成の拠点として期待されている。	イ 用途区分の構想 (ア) 園部地区 i) 園部地区 園部町の中心部に位置する市街地の西部4集落・南部2集落・北部5集落の農用地であり、一部の農用地を除き汎用田としてのほ場整備が完了しており、現状では水田としての利用が大半である。 今後は稲作だけではなく、野菜等の輪作体制を確立させ、都市近郊の野菜の供給地として、簡易施設を利用した施設園芸や露地栽培の拡大を図り、水稲と野菜の複合経営を図る。 ii) 川辺地区 園部町の中心部から北東部に位置し、中心部とは府道園部平屋線によって結ばれ、桂川（大堰川）を中心に左右に開けた6集落の農用地であり、一部の農用地を除き汎用田としてのほ場整備が完了しており、日吉多目的ダムの建設により、水害に対しての問題も緩和された地区であり、現状では水田としての利用が大半である。 この地区の土壌は、総じて砂質土壌であることから蔬菜園芸に適していることから、水稲と蔬菜の複合経営を図る。 iii) 摩気地区 園部町の中心部より南から西にかけてある地域であり、地形的に東部3集落・中部4集落・西部に2集落に分かれている。一部の農用地を除き汎用田としてのほ場整備が完了しており、東部・中部は水利に恵まれ、地形的にも比較的ゆるやかな傾斜地であるため、水田として恵まれていることから、現状では水田としての利用が大半である。 今後は稲作だけではなく、野菜等の輪作体制を確立させ、都市近郊の野菜の供給地として、簡易施設を利用した施設園芸や露地栽培の拡大を図り、水稲と野菜の複合経営を図る。 また、西部の2集落については、組織的な生産・販売体制を確立していく。 iv) 西本梅地区 本地区は、園部町の南西部に位置し、国道372号線が横断しており、本梅川流域に5集落、園部川流域に3集落あり、一部の農用地を除き汎用田としてのほ場整備が完了しているが、園部地区内の他地区と比べると一般的に山間地域に存在する。パイプハウスを活用した伏見甘長とうがらし・春菊・きゅうり・トマト等の栽培に力を入れていることから、継続して水稲以外の作物栽培を図っていく。 また、本地区の大河内集落には京都府立るり溪自然公園があり、るり溪温泉の観光施設、京都府立るり溪少年自然の家等の観光レクリエーションゾーンとして、京阪神から訪れる観光客は年々増加し、南大谷集落には、京都府唯一の農業専門学校である京都府立農芸高等学校があり、農業後継者育成の拠点として期待されている。

南丹農業振興地域整備計画書 比較表

修	正	前	修	正	後
(イ) 八木地区 i) 川西（吉富、八木）地区 本地区は、桂川の右岸（西側）に位置し、JR 嵯峨野線・国道 9 号線・京都縦貫自動車道が縦断し、南端から北に掛けて市街化区域が設定され、その周辺に農地が存在している。 池ノ内水系に属する池内集落は、ほ場整備事業中であり、生産性の高い農地の確保に努めている。 大堰川支流域に属する国道 9 号線の両側、木原・玉ノ井・室河原・鳥羽水系に係る農用地は殆ど水田として利用されており、室河原・木原については灌漑排水整備が完了し、また鳥羽・玉ノ井地区は、ほ場整備が完了し、機械化に対応できる条件は整っている。 夢島水系に属する平坦部の八木嶋・大藪・本郷の農用地については、本郷地区の一部はほ場整備も完了し、以外の地域においても、ある程度の大型機械に対応する条件を備えているので水田として利用を確保するとともに、都市近郊農地として、野菜生産を図る。			(イ) 八木地区 i) 川西（吉富、八木）地区 本地区は、桂川の右岸（西側）に位置し、JR 嵯峨野線・国道 9 号線・京都縦貫自動車道が縦断し、南端から北に掛けて市街化区域が設定され、その周辺に農地が存在している。 池ノ内水系に属する池ノ内集落は、ほ場整備事業中であり、生産性の高い農地の確保に努めている。 大堰川支流域に属する国道 9 号線の両側、木原・玉ノ井・室河原・鳥羽水系に係る農用地は殆ど水田として利用されており、室河原・木原については灌漑排水整備が完了し、また鳥羽・玉ノ井地区は、ほ場整備が完了し、機械化に対応できる条件は整っている。 夢島水系に属する平坦部の八木嶋・大藪・本郷の農用地については、本郷地区の一部はほ場整備も完了し、以外の地域においても、ある程度の大型機械に対応する条件を備えているので水田として利用を確保するとともに、都市近郊農地として、野菜生産を図る。		
ii) 川東（新庄、富本）地区 桂川の左岸（東側）に盆地が開けており、八木町の穀倉地ともいえる。新庄堰に属する平坦部及び米所・日置水系に属する農用地については、水田として水利条件の整備が相当進められており、大型機械に対応する地域も多い。当地区については、一部ほ場整備が完了しているが、今後も基盤整備を推進し水田として確保する。 甘丁堰水系に属する平坦部の農用地については、水田として既に基盤整備が完了しており、また観音寺・屋賀・西田北島・刑部・北広瀬においてもほ場整備が完了し、大型機械に対応する条件を備えているので水田としての利用を確保する。 なお、西田前島については、ほ場整備は実施されていないが、耕地整理により大型機械に対応する条件を備えているので水田としての利用を確保する。 また、本地区で発展している畜産は、稲作との複合経営に取り組み、飼料作物の生産と稲わらの活用を積極的に行い、当地区に存在する八木バイオエコロジーセンターによる家畜排泄物の有効利用と適切な管理による資源循環型農業への展開を図る。			ii) 川東（新庄、富本）地区 桂川の左岸（東側）に盆地が開けており、八木町の穀倉地ともいえる。新庄堰に属する平坦部及び米所・日置水系に属する農用地については、一部の農用地を除き汎用田としてのほ場整備が完了し、大型機械に対応する条件を備えているので水田として利用を確保している。 甘丁堰水系に属する平坦部の農用地については、水田として既に基盤整備が完了しており、また観音寺・屋賀・西田北島・刑部・北広瀬においてもほ場整備が完了し、大型機械に対応する条件を備えているので水田としての利用を確保する。 なお、西田前島については、ほ場整備は実施されていないが、耕地整理により大型機械に対応する条件を備えているので水田としての利用を確保する。 また、本地区で発展している畜産は、稲作との複合経営に取り組み、飼料作物の生産と稲わらの活用を積極的に行い、当地区に存在する八木バイオエコロジーセンターによる家畜排泄物の有効利用と適切な管理による資源循環型農業への展開を図る。		
iii) 神吉地区 本地区は、山間地域にあるが、府営ほ場整備事業が完了し、水田利用がなされる一方、みず菜、九条ねぎの施設栽培の団地化が推進されている。また、担い手が不足する中で、地域担い手への農地の集積及び農作業受委託の推進に努める。			iii) 神吉地区 本地区は、山間地域にあるが、府営ほ場整備事業が完了し、水田利用がなされる一方、みず菜、九条ねぎの施設栽培の団地化が推進されている。また、担い手が不足する中で、地域担い手への農地の集積及び農作業受委託の推進に努める。		
			○字句修正、文言修正		

南丹農業振興地域整備計画書 比較表

修	正	後
(ウ) 日吉地区 i) 世木地区 世木地区のうち殿田地区は、桂川左岸平坦部に集団化した農地と、府道園部平屋線西側の小規模団地の農地が主に水田として利用されており、土地基盤整備が完了し、機械化に対応できる条件を備えていることから、大型機械の共同化による農作業受委託を推進し、水稲生産省力化と地域特産物の黒大豆等の生産拡大により有効な農地の利用を図る。 木住・生畑地区は、大堰川の支流である木住川と市道生畑線が縦走する左右に農用地が数団地に分かれて点在している。土地基盤整備が完了し、機械化に対応できる条件を備えていることから、農作業の受委託等と利用権設定等促進事業等を活用した農地の流動化を図りながら、水田として利用する。 中世木地区は大堰川の支流である中世木川・牧山川と府道の左右に農地が小規模ながら集落内に集団化している。今後は機械化体系による作業の省力化を図り、水田として利用する。 ii) 五ヶ荘地区 佐々江地区は、田原川の最上流部に位置し、土地基盤整備が完了し、農地として利用されている。府道及び田原川に挟まれた小規模団地で若年層の流出による高齢化により、一部の山間の未整備田では山林に転用される傾向がある。今後は整備が完了した農地で大型機械化・共同化により農作業受委託と農地の流動化を推進し、水稲生産の省力化と地域特産物の黒大豆・壬生菜の生産拡大により、農地の有効利用を図る。 四ツ谷地区は田原川の両岸を中心に集団化し、比較的好条件の農地が存在している。土地基盤整備も可能分は完了しており、機械化に対応できる条件整備は行われた。しかしながら、若年者の流出による高齢化の進行に伴い、担い手不足の問題は深刻化しており、水稲を中心に農作業受委託を推進し、地域特産物（黒大豆・壬生菜・花卉）を加えた複合経営を目指し、農地の有効活用を図る。 田原地区は、田原川の両岸を中心に開けた農地が存在し、土地基盤整備も完了し、水利条件も良く、水稲と中心に地域特産物（黒大豆・壬生菜・花卉）を加えた複合経営を目指し、農地の有効活用を図る。 iii) 胡麻郷地区 志和賀地区は、地区内を流れる志和賀川の水量が乏しく、用水不足をきたしているが、ため池等による灌漑が行われ、穀倉地帯として優良農地が集団化している。土地基盤整備が完了し、大型機械体系に対応できる条件を備えていることから、農作業の受委託等をより推進し、水稲を中心に農地の有効利用を図る。 保野田地区は、JR 山陰本線日吉駅から胡麻までの区域であり、土地基盤整備が完了し、機械化に対応できる条件は整っている。今後は、農地の流動化と大型機械体系による農作業受委託を推進し、優良農地を確保する。 胡麻地区のうち、東胡麻・中村・角本・胡麻駅前集落までは、それぞれ優良農地が集団化している。この地域はため池及び胡麻川を利用した水田が大部分であり、農地として43haが利用されている。土地基盤整備も完了しており、水稲、黒大豆、小豆、野菜等の輪作体系を推進し、農地としての利用を確保する。 胡麻地区のうち、JR 山陰本線胡麻駅から京丹波町界より北方、畑郷に接する通称新町集落は、集団化した優良農地で、約17haが利用されているが、大半の農地がため池による灌漑である。今後も農業の近代化を図りながら水稲、生鮮野菜の生産地として、農地の有効利用を図る。また畜産を中心とした自給飼料の生産地としても活用を図る。 上胡麻地区は、JR 山陰本線の南側に位置し、水田が10a以上の区画に整備され、優良農地として活用されている。市道広野山下線を中心に広がる開拓農地の大半は畑地であり自給飼料確保のための農地として確保する。 畑郷地区は、後野地区開拓地に集団化した畑地・田が散在し、その他は土地基盤整備が完了しているが、棚田が大半を占めていることから生産性は低いが、中型機械化体系を確立し、水田として確保する。		(ウ) 日吉地区 i) 世木地区 世木地区のうち殿田地区は、桂川左岸平坦部に集団化した農地と、府道園部平屋線西側の小規模団地の農地が主に水田として利用されており、土地基盤整備が完了し、機械化に対応できる条件を備えていることから、大型機械の共同化による農作業受委託を推進し、水稲生産省力化と地域特産物の黒大豆等の生産拡大により有効な農地の利用を図る。 木住・生畑地区は、大堰川の支流である木住川と市道生畑線が縦走する左右に農用地が数団地に分かれて点在している。土地基盤整備が完了し、機械化に対応できる条件を備えていることから、農作業の受委託等と利用権設定等促進事業等を活用した農地の流動化を図りながら、水田として利用する。 中世木地区は大堰川の支流である中世木川・牧山川と府道の左右に農地が小規模ながら集落内に集団化している。今後は機械化体系による作業の省力化を図り、水田として利用する。 ii) 五ヶ荘地区 佐々江地区は、田原川の最上流部に位置し、土地基盤整備が完了し、農地として利用されている。府道及び田原川に挟まれた小規模団地で若年層の流出による高齢化により、一部の山間の未整備田では山林に転用される傾向がある。今後は整備が完了した農地で大型機械化・共同化により農作業受委託と農地の流動化を推進し、水稲生産の省力化と地域特産物の黒大豆・壬生菜の生産拡大により、農地の有効利用を図る。 四ツ谷地区は田原川の両岸を中心に集団化し、比較的好条件の農地が存在している。土地基盤整備も可能分は完了しており、機械化に対応できる条件整備は行われた。しかしながら、若年者の流出による高齢化の進行に伴い、担い手不足の問題は深刻化しており、水稲を中心に農作業受委託を推進し、地域特産物（黒大豆・壬生菜・花卉）を加えた複合経営を目指し、農地の有効活用を図る。 田原地区は、田原川の両岸を中心に開けた農地が存在し、土地基盤整備も完了し、水利条件も良く、水稲と中心に地域特産物（黒大豆・壬生菜・花卉）を加えた複合経営を目指し、農地の有効活用を図る。 iii) 胡麻郷地区 志和賀地区は、地区内を流れる志和賀川の水量が乏しく、用水不足をきたしているが、ため池等による灌漑が行われ、穀倉地帯として優良農地が集団化している。土地基盤整備が完了し、大型機械体系に対応できる条件を備えていることから、農作業の受委託等をより推進し、水稲を中心に農地の有効利用を図る。 保野田地区は、JR 山陰本線日吉駅から胡麻までの区域であり、土地基盤整備が完了し、機械化に対応できる条件は整っている。今後は、農地の流動化と大型機械体系による農作業受委託を推進し、優良農地を確保する。 胡麻地区のうち、東胡麻・中村・角本・胡麻駅前集落までは、それぞれ優良農地が集団化している。この地域はため池及び胡麻川を利用した水田が大部分であり、農地として43haが利用されている。土地基盤整備も完了しており、水稲、黒大豆、小豆、野菜等の輪作体系を推進し、農地としての利用を確保する。 胡麻地区のうち、JR 山陰本線胡麻駅から京丹波町界より北方、畑郷に接する通称新町集落は、集団化した優良農地で、約17haが利用されているが、大半の農地がため池による灌漑である。今後も農業の近代化を図りながら水稲、生鮮野菜の生産地として、農地の有効利用を図る。また畜産を中心とした自給飼料の生産地としても活用を図る。 上胡麻地区は、JR 山陰本線の南側に位置し、水田が10a以上の区画に整備され、優良農地として活用されている。市道広野山下線を中心に広がる開拓農地の大半は畑地であり自給飼料確保のための農地として確保する。 畑郷地区は、後野地区開拓地に集団化した畑地・田が散在し、その他は土地基盤整備が完了しているが、棚田が大半を占めていることから生産性は低いが、中型機械化体系を確立し、水田として確保する。

南丹農業振興地域整備計画書 比較表

修	正	後
(工) 美山地区 i) 知井地区 各集落のほ場整備可能地については、既に整備済みであり、田畑輪換に対応できる条件を備えているので、作業効率・収益性の悪い一部を除き、農用地として活用する。江和の堆肥舎の牛糞等は、有機野菜等に欠かさないものとして、地域内はもとより美山地区全体の農作物に還元する。 ii) 平屋地区 国道・府道をはさみ由良川沿いに連なる10集落の農地については、ほ場整備も完了し、田畑輪換に対応できる条件を備えていることから、農用地として利用する。集落周辺の畑は花卉・樹苗等の生産農地として利用する。 農業用施設用地については、内久保の鶏舎・牛舎が主であり、畜産経営から生じる糞尿の農地還元による合理的な土地利用を推進する。 iii) 宮島地区 原・板橋・宮脇の農地については、傾斜度10°と比較的急傾斜地となっているが、ほ場整備が完了していることから、優良農地として利用する。 その他の集落についても、国道・府道をはさみ由良川沿いにはほ場整備は完了していることから優良農地として確保する。 iv) 鶴ヶ岡地区 棚野川沿いに連担する水田については、ほ場整備が完了しており、優良農地として、確保する。 山森川と市道沿いに連担する庄田・脇・熊壁・山森の農地については、ほ場整備も完了しているが、当地区は美山地区でも高齢者の割合が高く、また農業の担い手が少ないことから近年中に耕作不能地が発生することが見込まれるが、ほ場整備地を中心とした農地を優良農地として確保する。 v) 大野地区 府道をはさみ由良川沿いに連なる10集落の農地については、ほ場整備も完了し、田畑輪換に対応できる条件を備えていることから、優良農地として利用する。集落周辺の畑は花卉等の生産農地として利用する。 萱野の堆肥舎の牛糞等は、有機野菜等に欠かさないものとして、地域内はもとより美山地区全体の農作物に還元する。 ウ 特別な用途区分の構想 なし	(工) 美山地区 i) 知井地区 各集落のほ場整備可能地については、既に整備済みであり、田畑輪換に対応できる条件を備えているので、作業効率・収益性の悪い一部を除き、農用地として活用する。江和の堆肥舎の牛糞等は、有機野菜等に欠かさないものとして、地域内はもとより美山地区全体の農作物に還元する。 ii) 平屋地区 国道・府道をはさみ由良川沿いに連なる10集落の農地については、ほ場整備も完了し、田畑輪換に対応できる条件を備えていることから、農用地として利用する。集落周辺の畑は花卉・樹苗等の生産農地として利用する。 農業用施設用地については、内久保の鶏舎・牛舎が主であり、畜産経営から生じる糞尿の農地還元による合理的な土地利用を推進する。 iii) 宮島地区 原・板橋・宮脇の農地については、傾斜度10°と比較的急傾斜地となっているが、ほ場整備が完了していることから、優良農地として利用する。 その他の集落についても、国道・府道をはさみ由良川沿いにはほ場整備は完了していることから優良農地として確保する。 iv) 鶴ヶ岡地区 棚野川沿いに連担する水田については、ほ場整備が完了しており、優良農地として、確保する。 山森川と市道沿いに連担する庄田・脇・熊壁・山森の農地については、ほ場整備も完了しているが、当地区は美山地区でも高齢者の割合が高く、また農業の担い手が少ないことから近年中に耕作不能地が発生することが見込まれるが、ほ場整備地を中心とした農地を優良農地として確保する。 v) 大野地区 府道をはさみ由良川沿いに連なる10集落の農地については、ほ場整備も完了し、田畑輪換に対応できる条件を備えていることから、優良農地として利用する。集落周辺の畑は花卉等の生産農地として利用する。 萱野の堆肥舎の牛糞等は、有機野菜等に欠かさないものとして、地域内はもとより美山地区全体の農作物に還元する。	2 農用地利用計画 別記のとおりとする

南丹農業振興地域整備計画書 比較表

修		正	前	修	正	後
第2	農業生産基盤の整備開発計画					
	1 農業生産基盤の整備及び開発の方向	本市における土地基盤整備の状況は、園部町、日吉町、美山町では、ほ場整備率は100%である。八木町の要ほ場整備面積 <u>671.4ha</u> のうち <u>597.8ha</u> で実施済となっており、整備率は <u>89%</u> となっています。 農地や農業用水路等の資源については、過疎化・高齢化・混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、適切な保全管理ができにくくなっていることから、地域における農地・水・環境の良好な保全と質的向上のために、地域ぐるみで効果の高い共同活動と農業者ぐるみで先進的な営農活動を一体的かつ総合的に支援し、将来にわたり農業・農村の基盤を支えていくこととします。				
第2	農業生産基盤の整備開発計画					
	1 農業生産基盤の整備及び開発の方向	本市における土地基盤整備の状況は、園部町、日吉町、美山町では、ほ場整備率は100%である。八木町の要ほ場整備面積 <u>671.4ha</u> のうち <u>638.0ha</u> で実施済となっており、整備率は <u>95%</u> となっています。 農地や農業用水路等の資源については、過疎化・高齢化・混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、適切な保全管理ができにくくなっていることから、地域における農地・水・環境の良好な保全と質的向上のために、地域ぐるみで効果の高い共同活動と農業者ぐるみで先進的な営農活動を一体的かつ総合的に支援し、将来にわたり農業・農村の基盤を支えていくこととします。				

南丹農業振興地域整備計画書 比較表

修 正 前				修 正 後					
2 農業生産基盤整備開発計画				2 農業生産基盤整備開発計画					
事業の種類	事業の概要	受益の面積		対図 番号	備考	受益の面積		対図 番号	備考
		受益地区	受益面積			受益地区	受益面積		
ほ場整備	区画整理、農道、 用排水路整備	八木町 室橋、諸畑、 池上、野条	134ha		府営ほ場整備 事業(実施中)	八木町 室橋、諸畑、 池上、野条	134ha		府営ほ場整備 事業(完了)
ほ場整備	区画整理、農道、 用排水路整備	八木町 池ノ内	21.7ha		市営ほ場整備 事業	八木町 池ノ内	21.7ha		市営ほ場整備 事業(実施中)
用水改良	ため池改修 大石ヶ谷池	園部町 新堂	21ha			園部町 新堂	21ha		平成29年度 完了
用水改良	ため池改修 西岡尻池	八木町 神吉	34ha			八木町 神吉	34ha		
用水改良	ため池改修 奥池	八木町 池ノ内	14ha			八木町 池ノ内	14ha		
用水改良	ため池改修 仏原池	日吉町 上胡麻	40ha			美山町 島	10ha		
用水改良	ため池改修 谷口池	日吉町 志和賀	7.5ha			美山町 小淵	8.1ha		
用水改良	用水路改修	美山町 島	10.0ha			日吉町 上胡麻	21ha		
用水改良	用水路改修	美山町 小淵	8.1ha			美山町 上平屋	5.5ha		
用水改良 排水改良	用排水路整備 L=3,200m	日吉町 上胡麻	21ha			美山町 脇	1ha		
排水改良	排水路改修	美山町 上平屋	5.5ha			美山町 内久保	3ha		
排水改良	暗渠排水	美山町 和泉	2.0ha			美山町 脇谷	13ha		
排水改良	排水路改修	美山町 脇	1.0ha			園部町 八木町 日吉町			広域農道(完了)

2 農業生産基盤整備開発計画				2 農業生産基盤整備開発計画			

○関係課に確認のうえ、完了分は「完了」と標記します。
○また、標記計画は合併前の状態を引き継いでいることから、現状と一致していない箇所は抹消しま
す。

南丹農業振興地域整備計画書 比較表

修 正 前				修 正 後			
排水改良	排水路改修	美山町 内久保	3.0ha		農道L=240m	日吉町 志和賀	45ha
排水改良	排水路改修	美山町 脇谷	13.0ha		ため池改修 奥池 口池	園部町 口人	16ha
農道整備	農道 L=14.23km	園部町 八木町 日吉町			ため池改修 大保池	日吉町 東胡麻	11ha
農道整備	農道L=240m	志和賀	45ha		ため池改修 奥池	八木町 日置	4ha
農道整備	農道網整備のための 新設	内久保	7.0ha		ため池改修 和崎池	園部町 上木崎町	10ha
農道整備	農道網整備のための 新設	梶原	11.0ha				
農道整備	農道網のための改 修	大野	9.0ha				
農道整備	農道網のための改 修	脇谷	13.0ha				
農道整備	農道網整備のための 新設	向山	2.0ha				

3 森林の整備その他の林業の振興との関連
各種生産基盤整備事業の実施にあたっては、「南丹市森林整備計画」その他の林業施策との連携・調整を図り、林業経営と共用できる施設としての整備に努めるなど、農業と林業の一体的な振興を図る。

4 他事業との関連
「南丹市総合振興計画」及び各分野計画等に基づき実施される道路整備や河川整備、治山事業等との連携・調整を図りながら、効率的で効果的な農業生産基盤整備事業の推進に努める。

○関係課に確認のうえ、完了分は「完了」と標記します。
○また、標記計画は合併前の状態を引き継いでいることから、現状と一致していない箇所は抹消します。

南丹農業振興地域整備計画書 比較表

修 正 前	修 正 後
第3 農用地等の保全計画 1 農用地等の保全の方向 本地域において、平坦部及び中山間部の農地は概ねほ場整備を完了している。中山間部の農地の割合が高く、こうした中山間部の農地は急傾斜のため面的な基盤整備が困難なことから生産性も低く、農業経営上極めて不利な条件となっている。 あわせて、近年の農業従事者の高齢化や後継者不足等を背景に、生産性の低い農地を中心として、遊休農地が増加傾向にあり、食料の供給に加え、地域環境の保全、水源かん養、洪水等の災害防止、緑や景観の提供等農地のもつ公益的・多面的機能の低下が懸念されている。 このため、農業生産基盤の整備開発計画に基づき、ほ場整備をはじめ農道、用排水施設等の整備を推進し、農作業の効率化と生産性の向上を図るとともに、「<u>中山間地域等直接支払制度</u>」や「<u>農地・水保全管理支払交付金制度</u>」等を活用した集落全体での農地の保全・管理の取り組みや安定的な経営体への農地の利用集積を促進し、遊休農地の発生抑制及び解消に努め、農用地等の保全・有効利用を図る。 また、近年の局地的豪雨による災害の多発等を踏まえ、「<u>南丹市地域防災計画</u>」に基づき、地すべり対策、ため池整備等を計画的にすすめ、農用地等における災害発生のもたら防止及び機能回復を図る。	第3 農用地等の保全計画 1 農用地等の保全の方向 本地域において、平坦部及び中山間部の農地は概ねほ場整備を完了している。中山間部の農地の割合が高く、こうした中山間部の農地は急傾斜のため面的な基盤整備が困難なことから生産性も低く、農業経営上極めて不利な条件となっている。 あわせて、近年の農業従事者の高齢化や後継者不足等を背景に、生産性の低い農地を中心として、遊休農地が増加傾向にあり、食料の供給に加え、地域環境の保全、水源かん養、洪水等の災害防止、緑や景観の提供等農地のもつ公益的・多面的機能の低下が懸念されている。 このため、農業生産基盤の整備開発計画に基づき、ほ場整備をはじめ農道、用排水施設等の整備を推進し、農作業の効率化と生産性の向上を図るとともに、日本型直接支払制度（中山間地域等直接支払又は多面的機能支払）等を活用した集落全体での農地の保全・管理の取り組みや安定的な経営体への農地の利用集積を促進し、遊休農地の発生抑制及び解消に努め、農用地等の保全・有効利用を図る。 また、近年の局地的豪雨による災害の多発等を踏まえ、「<u>南丹市地域防災計画</u>」に基づき、地すべり対策、ため池整備等を計画的にすすめ、農用地等における災害発生のもたら防止及び機能回復を図る。
○中山間地域直接支払制度及び農地・水・環境保全向上対策は法制化されたため文言修正	

南丹農業振興地域整備計画書 比較表

修 正 前	修 正 後
2 農用地等の保全のための活動 (1) 多様な主体による農地の有効利用 農業、農村、農地の持つ公益的・多面的機能の普及啓発や地域ぐるみで農地を守り生かすためのビジョンづくり、共同活動の支援を行い、地域の自主的・主体的な農地保全活動を促進する。 あわせて、新たな担い手として、新規就農者や企業による農業参入等を促進するほか、農村と都市が一体となった本市の特性を生かした農業体験の場、交流の場として農地の保全・活用を図る。 (2) 遊休農地の発生防止 農業委員会等との連携を図りながら、農用地の貸借や農作業の受委託をすめ、農地の利用集積を促進する。 あわせて、遊休農地の発生防止や解消に向けた農地パトロール、啓発活動等の取り組みを行う。また、労働力不足等に悩む農家の作業を支援するため、農業に興味のある非農家を取り込んだ援農システムを構築する。 (3) 中山間地域直接支払制度の活用 農業生産条件が不利な中山間地域においては、農業の持続的に維持される環境づくりを支援するため、中山間地域等直接支払交付金を積極的に活用し、農地の保全遊休農地の未然防止に努める。 今後とも、同制度の恒久化や、現行の対象農地と一体的な保全が必要な農地についても対象にするなどの見直しも国に対して要望する。 (4) 有機農業、環境保全型農業の推進 市内には、環境保全型農業を展開する京都市府が認定するエコファーマーも180戸と多く、化学肥料を50パーセント削減する特別栽培米などの生産も盛んである。また、牛糞などの有機資源も多く、これらを利用した地域循環型農業の推進は重要である。 また、消費者志向の変化により安心・安全な農畜産物の生産、供給が重要性を増している。特に美山地域で以前から取り組まれている農業・化学肥料を基本的に使わない有機農業が展開されており、環境保全型農業とともに市内に拡大する必要がある。 (5) 鳥獣等被害対策の推進 農産物の安定生産を図るため、鳥獣被害の実態把握、駆除や捕獲の実施に努めるとともに、鳥獣等の生息に合った効果の高い防護柵の設置を促進するなど、被害防止対策を推進する。 <u>(6) 農地・水保全管理支払交付金制度の活用</u> <u>一本制度の活用により、地域ぐるみで農地や水を守る効果の高い共同作業や環境保全に向けた先進的な営農活動を支援・促進し、地域の財産である農地・水の保全の向上を図る。</u> 3 森林の整備その他林業の振興との関連 農用地等の保全のための取り組みの実施にあたっては、「南丹市森林整備計画」、その他林業施策との連携・調整を図り、農業と林業の一体的な振興に努める。	2 農用地等の保全のための活動 (1) 多様な主体による農地の有効利用 農業、農村、農地の持つ公益的・多面的機能の普及啓発や地域ぐるみで農地を守り生かすためのビジョンづくり、共同活動の支援を行い、地域の自主的・主体的な農地保全活動を促進する。 あわせて、新たな担い手として、新規就農者や企業による農業参入等を促進するほか、農村と都市が一体となった本市の特性を生かした農業体験の場、交流の場として農地の保全・活用を図る。 (2) 遊休農地の発生防止 農業委員会等との連携を図りながら、農用地の貸借や農作業の受委託をすめ、農地の利用集積を促進する。 あわせて、遊休農地の発生防止や解消に向けた農地パトロール、啓発活動等の取り組みを行う。また、労働力不足等に悩む農家の作業を支援するため、農業に興味のある非農家を取り込んだ援農システムを構築する。 (3) 日本型直接支払制度（中山間地域等直接支払、多面的機能支払）の活用 農業生産条件が不利な中山間地域においては、農業の持続的に維持される環境づくりを支援するため、中山間地域等直接支払交付金を積極的に活用し、農地の保全遊休農地の未然防止に努め、地域ぐるみで農地や水を守る効果の高い共同作業や環境保全に向けた先進的な営農活動を支援・促進し、地域の財産である農地・水の保全の向上を図る。 (4) 環境保全型農業、有機農業の推進 市内には、環境保全型農業を展開し、日本型直接支払制度（環境保全型農業直接支払）の活用している農業者が全農業者の8%余りとなっており、化学肥料を50パーセント削減する特別栽培米などの生産も盛んな状況となっている。そのため牛糞などの有機資源を利用した地域循環型農業の推進は重要である。 また、安心・安全な農畜産物を求める消費者のニーズに応えるため、以前から農業・化学肥料を基本的に使わない有機農業が展開されており、環境保全型農業とともに市内での推進を図る。 (5) 鳥獣等被害対策の推進 農産物の安定生産を図るため、鳥獣被害の実態把握、駆除や捕獲の実施に努めるとともに、鳥獣等の生息に合った効果の高い防護柵の設置を促進するなど、被害防止対策を推進する。 (6) 荒廃農地解消の推進 様々な取組みに関わらず荒廃農地となった農用地について、その主たる要因は高齢化による労働力の減少及び後継者の確保難からとなっていることから、第三者による解消の取組みを進める。 また、解消後の利用方法について、通常の営農以外にも体験農園や都市農村交流施設としての利用を可能とし、継続的な利用を図る。 3 森林の整備その他林業の振興との関連 農用地等の保全のための取り組みの実施にあたっては、「南丹市森林整備計画」、その他林業施策との連携・調整を図り、農業と林業の一体的な振興に努める。 ○ (3)、(6) を統合及び文言修正 ○ 荒廃農地解消の推進を追加（モデルファーム関連を含む）

南丹農業振興地域整備計画書 比較表

修 正 前		修 正 後																					
第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効果的かつ総合的な利用の促進計画		第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効果的かつ総合的な利用の促進計画																					
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効果的かつ総合的な利用に関する誘導方向		1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効果的かつ総合的な利用に関する誘導方向																					
(1) 効果的かつ安定的な農業経営の目標 農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、農業経営の目標を明確にしつつ、意欲ある農業者を支援することにより、効果的かつ安定的な農業経営体の育成を図る。 具体的な農業経営の目標としては、本市及びその周辺地域において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業を主業とする農業者が地域における他産業並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人あたり概ね240万円）、年間労働時間（主たる農業従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、これらの経営体が本市農業生産の中核となるように農業構造の確立をめざす。 また、効果的かつ安定的な経営体の確保・育成が困難な地区においては、 <u>集落営農組織</u> の強化や他産業からの参入等を促進し、多様な担い手の確保・育成を図る。		(1) 効果的かつ安定的な農業経営の目標 農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、農業経営の目標を明確にしつつ、意欲ある農業者を支援することにより、効果的かつ安定的な農業経営体の育成を図る。 具体的な農業経営の目標としては、本市及びその周辺地域において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業を主業とする農業者が地域における他産業並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人あたり概ね400万円）、年間労働時間（主たる農業従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、これらの経営体が本市農業生産の中核となるように農業構造の確立をめざす。 また、効果的かつ安定的な経営体の確保・育成が困難な地区においては、 <u>集落営農組織</u> 等の設立及び強化を図るとともに他産業からの参入等、多様な担い手の確保・育成を図る。																					
		○年間農業所得（主たる農業従事者1人あたり概ね240万円）は、地域認定に係る農業所得の目標額となっているが、現在の南丹市では法認定に基づく認定農業者及び認定新規就農者の確保を目指していることから、法認定の南丹市基準である400万円に変更する。 ・経営所得安定対策は除き、地域認定では各種補助制度の要件を満たさないため。 ○集落営農組織の設立及び集落営農組織の設立困難な集落では営農グループの設立をされる事例も増えてきていることから、文言を修正する。 ○農林業センサス																					
		<table><tr><th></th><th>2015</th><th>2010</th><th>2005</th><th>備 考</th></tr><tr><td>専業農家</td><td>522 戸</td><td>436 戸</td><td>438 戸</td><td>世帯に兼業従事者がいない</td></tr><tr><td>第1種兼業農家</td><td>112 戸</td><td>156 戸</td><td>239 戸</td><td>農業所得 > 兼業所得</td></tr><tr><td>第2種兼業農家</td><td>1,249 戸</td><td>1,652 戸</td><td>1,845 戸</td><td>農業所得 < 兼業所得</td></tr></table>			2015	2010	2005	備 考	専業農家	522 戸	436 戸	438 戸	世帯に兼業従事者がいない	第1種兼業農家	112 戸	156 戸	239 戸	農業所得 > 兼業所得	第2種兼業農家	1,249 戸	1,652 戸	1,845 戸	農業所得 < 兼業所得
	2015	2010	2005	備 考																			
専業農家	522 戸	436 戸	438 戸	世帯に兼業従事者がいない																			
第1種兼業農家	112 戸	156 戸	239 戸	農業所得 > 兼業所得																			
第2種兼業農家	1,249 戸	1,652 戸	1,845 戸	農業所得 < 兼業所得																			

南丹農業振興地域整備計画書 比較表

修 正 前		修 正 後	
■ 営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指針 【組織（法人）経営体】（目標経営体数 30）		■ 営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指針 【組織（法人）経営体】（目標経営体数 30）	
営 農 類 型	経 営 規 模	営 農 類 型	経 営 規 模
水稻＋作業受託	＜作付面積＞水稻 作業受託 10 ha 30 ha	水稻＋作業受託	＜作付面積＞水稻 作業受託 10 ha 30 ha
水稻＋土地利用型作物	＜作付面積＞水稻 麦、黒大豆 10 ha	水稻＋土地利用型作物	＜作付面積＞水稻 麦、黒大豆 10 ha
水稻＋豆類	＜作付面積＞水稻 黒大豆 5 ha 7 ha	水稻＋豆類	＜作付面積＞水稻 黒大豆 5 ha 7 ha
水稻＋雑穀＋露地野菜	＜作付面積＞水稻 小豆 黒大豆 カブラ 12 ha 3.5 ha 2 ha 0.5 ha	水稻＋雑穀＋露地野菜	＜作付面積＞水稻 小豆 黒大豆 カブラ 12 ha 3.5 ha 2 ha 0.5 ha
水稻＋作業受託＋豆類	＜作付面積＞水稻 作業受託 黒大豆 2 ha 40 ha 2 ha	水稻＋作業受託＋豆類	＜作付面積＞水稻 作業受託 黒大豆 2 ha 40 ha 2 ha
水稻＋作業受託＋施設野菜＋露地野菜	＜作付面積＞水稻 作業受託 壬生菜 カブラ 3 ha 4 ha 0.5 ha 2 ha	水稻＋作業受託＋施設野菜＋露地野菜	＜作付面積＞水稻 作業受託 壬生菜 カブラ 3 ha 4 ha 0.5 ha 2 ha
施設野菜	＜作付面積＞壬生菜 0.6 ha	施設野菜	＜作付面積＞壬生菜 0.6 ha
養豚	＜飼養頭数＞哺乳豚 仔豚飼育豚 500 頭 5,500 頭	養豚	＜飼養頭数＞哺乳豚 仔豚飼育豚 500 頭 5,500 頭
採卵鶏	＜飼養頭数＞成鶏 育成鶏 20,000 羽 10,000 羽	採卵鶏	＜飼養頭数＞成鶏 育成鶏 20,000 羽 10,000 羽
酪農	＜飼養頭数＞経産牛 育成牛 150 頭 50 頭	酪農	＜飼養頭数＞経産牛 育成牛 150 頭 50 頭

南丹農業振興地域整備計画書 比較表

修 正 前			修 正 後		
【個別（家族）経営体】（目標経営体数47）			【個別（家族）経営体】（目標経営体数47）		
営 農 類 型	経 営 規 模		営 農 類 型	経 営 規 模	
水稲+作業受託	<作付面積>水稲 3 ha		水稲+作業受託	<作付面積>水稲 3 ha	
水稲+露地野菜	<作付面積>水稲 1.5 ha		水稲+露地野菜	<作付面積>水稲 1.5 ha	
水稲+施設野菜	<作付面積>水稲 3 ha		水稲+施設野菜	<作付面積>水稲 3 ha	
水稲+作業受託+施設野菜	<作付面積>水稲 0.3 ha		水稲+作業受託+施設野菜	<作付面積>水稲 0.3 ha	
水稲+作業受託+施設野菜+露地野菜	<作付面積>水稲 4.5 ha		水稲+作業受託+施設野菜	<作付面積>水稲 4.5 ha	
水稲+酪農	<作付面積>水稲 3 ha		水稲+酪農	<作付面積>水稲 3 ha	
茶+水稲+水稲受託	<作付面積>茶 0.8 ha		茶+水稲+水稲受託	<作付面積>茶 0.8 ha	
施設野菜	<作付面積>みず菜・九条ネギ 0.4 ha		施設野菜	<作付面積>みず菜・九条ネギ 0.4 ha	
施設野菜+露地野菜	<作付面積>春菊・キュウリ 0.3 ha		施設野菜+露地野菜	<作付面積>春菊・キュウリ 0.3 ha	
肉用牛	<飼養頭数>飼育牛 160 頭		肉用牛	<飼養頭数>飼育牛 160 頭	
酪農	<飼養頭数>経産牛 35 頭		酪農	<飼養頭数>経産牛 35 頭	
ブロイラー	<飼養羽数>ブロイラー 20,000 羽		ブロイラー	<飼養羽数>ブロイラー 20,000 羽	

南丹農業振興地域整備計画書 比較表

修 正 前	修 正	後
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方法 農用地の現況としては、農業従事者の高齢化や後継者不足等により、不耕作地が増加傾向にある。しかし、農地は限られた資源であり、農業生産基盤としての利用以外にも水源涵養機能等の多面的機能によって豊かな暮らしを守る役割を果たしています。 このため、農業基盤整備がされた優良農地を中心に担い手や地域の集落営農組織への農用地の利用集積を促進していく。 2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策 (1) 認定農業者等の育成対策 経営意欲の高い認定農業者等に対し、関係機関等との連携のもと有効な融資制度や生産技術指導等を行い、地域農業の優れた担い手としての役割が発揮できるよう育成を図る。 (2) 農用地の流動化対策 農業経営基盤強化促進事業については、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に基づき、関係機関等との連携のもとで推進を図る。 農地保有合理化事業については、円滑な事業実施に向け、情報提供等の協力を行い、京都府農業開発公社等が実施する事業の促進を図る。 農地保有合理化のための権利移動のあっせんについては、農用地等の効率的な利用が図られるよう農業委員会との連携により取り組みをすすめる。 (3) 農業生産組織の活動促進対策 各地区（集落）における農業の中心的な担い手組織として、認定農業者等を軸にした地域農業集団等生産組織の育成を図り、農作業の受委託、機械共同利用の促進や農業経営の複合化による農業の効率化を推進する。 また、個人営農を行っている兼業農家には生産組織等への加入を進め、効率化を図るとともに、構成員として各地区（集落）組織に加入してその継続を図る。 (4) 地力の維持増進対策 農産物を栽培する耕種農家と畜産農家との組織的な連携を促進し、堆肥の投入等に「土づくり事業」で対応し、地力の維持増進を図る。 3 森林の整備その他の林業の振興との関連 「淀川上流地域森林計画（京都府）」及び「南丹市森林整備計画」との連携・調整を図りながら、効果的な事業の推進を図る。	(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方法 農用地の現況としては、農業従事者の高齢化や後継者不足等により、不耕作地が増加傾向にある。しかし、農地は限られた資源であり、農業生産基盤としての利用以外にも水源涵養機能等の多面的機能によって豊かな暮らしを守る役割を果たしています。 このため、農業基盤整備がされた優良農地を中心に担い手や地域の集落営農組織への農用地の利用集積を促進していく。 2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策 (1) 認定農業者等の育成対策 経営意欲の高い認定農業者等に対し、関係機関等との連携のもと有効な融資制度や生産技術指導等を行い、地域農業の優れた担い手としての役割が発揮できるよう育成を図る。 (2) 農用地の流動化対策 農業経営基盤強化促進事業については、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に基づき、関係機関等との連携のもとで推進を図る。 農地保有合理化事業については、円滑な事業実施に向け、情報提供等の協力を行い、京都府農業開発公社等が実施する事業の促進を図る。 農地保有合理化のための権利移動のあっせんについては、農用地等の効率的な利用が図られるよう農業委員会との連携により取り組みをすすめる。 (3) 農業生産組織の活動促進対策 各地区（集落）における農業の中心的な担い手組織として、認定農業者等を軸にした地域農業集団等生産組織の育成を図り、農作業の受委託、機械共同利用の促進や農業経営の複合化による農業の効率化を推進する。 また、個人営農を行っている兼業農家には生産組織等への加入を進め、効率化を図るとともに、構成員として各地区（集落）組織に加入してその継続を図る。 (4) 地力の維持増進対策 農産物を栽培する耕種農家と畜産農家との組織的な連携を促進し、堆肥の投入等に「土づくり事業」で対応し、地力の維持増進を図る。 3 森林の整備その他の林業の振興との関連 「淀川上流地域森林計画（京都府）」及び「南丹市森林整備計画」との連携・調整を図りながら、効果的な事業の推進を図る。	(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方法 農用地の現況としては、農業従事者の高齢化や後継者不足等により、不耕作地が増加傾向にある。しかし、農地は限られた資源であり、農業生産基盤としての利用以外にも水源涵養機能等の多面的機能によって豊かな暮らしを守る役割を果たしています。 このため、農業基盤整備がされた優良農地を中心に担い手や地域の集落営農組織への農用地の利用集積を促進していく。 2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策 (1) 認定農業者等の育成対策 経営意欲の高い認定農業者等に対し、関係機関等との連携のもと有効な融資制度や生産技術指導等を行い、地域農業の優れた担い手としての役割が発揮できるよう育成を図る。 (2) 農用地の流動化対策 農業経営基盤強化促進事業については、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に基づき、関係機関等との連携のもとで推進を図る。 また、農地中間管理機構の事業を利用し、高齢化や後継者不足等により営農困難な農家の農地を各地区（集落）における農業の中心的な担い手に橋渡しする。 (3) 農業生産組織の活動促進対策 各地区（集落）における農業の中心的な担い手組織として、認定農業者等を軸にした地域農業集団等生産組織の育成を図り、農作業の受委託、機械共同利用の促進や農業経営の複合化による農業の効率化を推進する。 また、個人営農を行っている兼業農家には生産組織等への加入を進め、効率化を図るとともに、構成員として各地区（集落）組織に加入してその継続を図る。 (4) 地力の維持増進対策 農産物を栽培する耕種農家と畜産農家との組織的な連携を促進し、堆肥の投入等に「土づくり事業」で対応し、地力の維持増進を図る。 3 森林の整備その他の林業の振興との関連 「淀川上流地域森林計画（京都府）」及び「南丹市森林整備計画」との連携・調整を図りながら、効果的な事業の推進を図る。

南丹農業振興地域整備計画書 比較表

修	正	前		修	正	後
第5	農業近代化施設の整備計画	第5. 農業近代化施設の整備計画	1 農業近代化施設の整備の方向 認定農業者や集落営農組織等の担い手への農地の利用集積をすすめながら、農業生産基盤の整備とあわせ、「中山間地域直接支払交付金制度」、「農地・水・環境保全向上対策制度」などの支援制度を活用し、農業近代化のための高生産性農業機械及び施設の導入、整備とその共同利用を促進することにより、効果的な生産体系の確立を図り、消費者ニーズに対応した良質で安全な農産物の効率的安定的な生産の振興を図る。	第5 農業近代化施設の整備計画	1 農業近代化施設の整備の方向 認定農業者や集落営農組織等の担い手への農地の利用集積をすすめながら、農業生産基盤の整備とあわせ、日本型直接支払制度（中山間地域等直接支払、多面的機能支払）などの支援制度を活用し、農業近代化のための高生産性農業機械及び施設の導入、整備とその共同利用を促進することにより、効果的な生産体系の確立を図り、消費者ニーズに対応した良質で安全な農産物の効率的安定的な生産の振興を図る。	
	(1) 重点作物別の整備方向 本市の水田面積（水張面積）は約2,220haであるが、水稲作が多く、その他の土地利用型作物では、麦、豆類等が栽培され、京のブランド産品等（みず菜、壬生菜、九条ネギ、伏見とうがらし、紫ずきん、新丹波黒大豆、京都大納言小豆）の生産も盛んである。 米の生産調整の確実な実施と国産自給率の向上を目標として取組みつつ、消費者ニーズが高く、売れる農産物として引き続き特産である土地利用型作物、米粉用米、飼料用米、飼料作物、京のブランド産品をはじめとした野菜類や花きの生産を推進し、収益性の高い水田農業経営の確立を図る。また、栽培履歴が明確で安心安全な米づくりに取り組む。 さらに、地域の活性化に繋がる地産地消の取り組みや住民の心身の健康を促進する食育の取り組みも併せて推進する。 具体的方策として、水稲は、地形や地質、気象条件などに合った品種選定やJA主体の特 別栽培米・酒造好適米による良食味米生産に向けた取組みを行う。一方、土地利用型作物 の麦・白大豆については、水田・畑作経営所得安定対策への対応と収量並びに品質の安定に 向けた取組みを行う。また、麦、白大豆、小豆、黒大豆、米粉用米、飼料用米、飼料作物 については、品質と量の確保を行い、機械化による団地化・省力化を進めていく。				(1) 重点作物別の整備方向 本市の水田面積（水張面積）は約2,220haであるが、水稲作が多く、その他の土地利用型作物では、麦、豆類等が栽培され、京のブランド産品等（みず菜、壬生菜、九条ネギ、伏見とうがらし、紫ずきん、新丹波黒大豆、京都大納言小豆）の生産も盛んである。 米の生産調整の見直しに伴い、国産自給率の向上を目標として取組みつつ、消費者ニ ーズが高く、売れる農産物として引き続き特産である土地利用型作物、米粉用米、飼料用米、飼料作物、京のブランド産品をはじめとした野菜類や花きの生産を推進し、収益性の高い水田農業経営の確立を図る。また、栽培履歴が明確で安心安全な米づくりに取り組む。 さらに、地域の活性化に繋がる地産地消の取り組みや住民の心身の健康を促進する食育の取り組みも併せて推進する。 具体的方策として、水稲は、地形や地質、気象条件などに合った品種選定やJA主体の良食味米生産に向けた取組みを行い、主食用米については、食味ランキング「特A」を目指すとともに、堆肥・液肥を活用した特別栽培米の振興や販路拡大を図り、酒造好適米「祝」「五百萬石」等の品質の向上を目指す。一方、土地利用型作物の麦・白大豆については、収量並びに品質の安定に向けた取組みを行う。また、麦、白大豆、小豆、黒大豆、米粉用米、飼料用米、飼料作物については、品質と量の確保を行い、機械化による団地化・省力化を進めていく。	○米の生産調整の見直しに伴う記載の修正

南丹農業振興地域整備計画書 比較表

修 正 前			修 正 後		
(2) 具体的な目標 ①作物作付けの目標					
作物名	現況	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成26年度
単位：ha					
うるち米	1,442.8	1,483.0	1,487.0	1,492.0	1,492.0
トレス米	565.3	625.0	625.0	625.0	625.0
特栽米	59.2	68.0	76.0	85.0	185.0
祝	11.5	12.2	12.3	12.3	10.0
小麦	48.8	58.0	60.0	62.0	65.5
大麦	18.0	11.0	13.0	15.0	8.0
黒大豆	29.2	31.6	32.7	33.8	34.0
白大豆	10.7	13.0	14.5	16.0	16.0
小豆	63.6	56.0	60.0	64.0	65.0
そば	5.7	6.0	6.0	6.0	8.0
カブ	8.0	7.9	7.7	7.5	9.0
米粉用米・飼料用米	0.0	0.0	0.0	2.0	2.0
飼料作物	0.0	0.0	0.0	1.0	1.0
みず菜	7.7	7.8	7.9	8.0	8.0
壬生菜	8.0	8.0	8.2	8.2	8.2
春菊	4.5	4.7	4.9	5.2	5.5
紫ずきん	9.3	10.0	11.1	12.3	12.3
エダマメ	0.8	1.0	1.0	1.0	1.0
とうがらし	3.4	4.2	4.3	4.7	5.0
九条ネギ	1.8	2.0	2.1	2.2	2.0
やまのいも	1.5	1.5	1.3	1.2	1.5
トマト	0.8	0.8	0.8	0.8	1.1
ナス	0.4	0.5	0.5	0.5	0.5
キュウリ	1.7	1.7	1.8	1.8	2.0
タマネギ	2.2	2.0	2.0	2.0	2.5
その他野菜	10.9	11.0	11.0	11.0	11.0
小菊	0.1	0.6	0.7	1.0	1.9
トリギキョウ	0.6	0.6	0.6	0.6	0.7
ストック	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
アスター	0.1	0.1	0.1	0.1	0.5
あわ	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
その他花き・花木	1.7	1.6	1.7	1.9	1.9

(2) 具体的な目標 ①作物作付けの目標					
作物名	平成23年	平成25年	平成28年	平成30年	平成33年
単位：ha					
水稻(主食用)	1,502.7	1,540.1	1,415.2	1,399.0	1,364.0
主食用米	1,465.1	1,501.2	1,351.3	1,335.0	1,300.0
酒米(祝)	7.5	7.3	12.8	13.0	13.0
酒米(その他)	30.1	31.6	51.1	51.0	51.0
水稻(非主食用)	4.7	27.6	90.7	98.0	98.0
加工用米	0.3	18.5	42.8	43.0	43.0
飼料用米	4.4	9.1	14.2	20.0	20.0
WCS用稲	-	-	33.7	35.0	35.0
麦(小麦)	48.8	35.3	36.4	35.0	35.0
大豆(黒・白)	39.9	40.2	40.1	41.0	44.0
そば	5.7	12.9	13.7	14.0	14.0
飼料作物	-	7.2	5.1	6.0	6.0
地域振興作物	115.4	88.5	101.7	105.6	109.6
小豆	63.6	30.0	40.8	40.0	40.0
みず菜	7.7	10.3	6.7	7.0	7.0
壬生菜	8.0	6.3	3.2	4.0	4.0
春菊	4.5	7.3	5.4	6.0	6.0
紫ずきん	9.3	4.9	4.6	5.5	6.5
とうがらし	3.4	7.2	8.1	8.0	9.0
九条ねぎ	1.8	2.0	10.1	11.0	12.0
枝豆	0.8	2.9	3.5	4.0	4.5
山の芋	1.5	0.9	1.0	2.0	2.0
ナス	0.4	0.5	0.7	1.2	1.2
キュウリ	1.7	2.0	2.1	0.7	0.7
タマネギ	2.2	2.5	2.5	2.5	2.5
小菊	0.1	0.8	1.0	1.0	1.0
トルコキキョウ	0.6	0.7	0.9	1.2	1.2
ストック	0.1	0.1	0.2	0.3	0.3
京夏ずきん	-	3.5	3.9	4.0	4.5
かぶ	8.0	4.7	5.0	5.0	5.0
その他花き	1.7	1.9	2.0	2.2	2.2

○水田フル活用ビジョンとの整合を図る。

南丹農業振興地域整備計画書 比較表

修 正 前				修 正 後			
② 作物販売の目標				② 作物販売の目標			
作物名	現況	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年	平成24年度
うるち米	651,267	608,055	595,000	584,000	567,000	1,356,190	1,234,000
トシサ米	651,267	608,055	595,000	584,000	567,000	1,318,590	1,170,000
特産米	36,619	40,000	45,000	50,000	108,800	7,500	13,000
祝	10,325	10,550	10,600	10,600	8,600	30,100	51,000
小麦	10,325	8,242	8,432	8,532	9,000	928	44,925
大麦	1,700	1,200	1,200	1,500	800	202	29,025
黒大豆	32,679	28,350	28,950	29,550	29,700	726	3,300
白大豆	4,800	4,750	5,300	5,900	5,900	-	12,600
小豆	27,855	31,600	33,500	35,000	35,500	4,514	3,237
そば	638	700	700	700	900	7,980	8,800
カブ	15,500	13,800	13,500	13,000	15,600	798	1,960
米粉用米・飼料用米	0	0	0	240	240	-	-
飼料作物	0	0	0	0	0	804,302	1,095,250
みず菜	133,830	160,500	160,000	161,500	161,500	45,792	28,800
壬生菜	85,000	110,000	111,000	112,000	112,000	192,500	175,000
春菊	52,304	75,680	75,680	75,680	80,000	200,000	100,000
紫ずきん	33,467	35,140	36,000	37,300	37,300	81,000	108,000
えだまめ	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	41,850	29,250
とうがらし	38,945	38,295	39,800	40,000	36,300	85,000	225,000
九条ネギ	25,141	20,300	20,800	20,800	26,000	50,400	336,000
やまのいも	4,500	4,550	4,500	4,500	5,620	2,240	12,600
トマト	9,472	9,400	9,400	9,400	12,900	10,500	14,000
ナス	6,580	7,000	7,000	7,000	7,800	8,400	25,200
キュウリ	18,760	19,400	19,500	19,500	21,600	40,800	16,800
タマネギ	2,201	2,000	2,000	2,000	2,500	3,520	4,000
その他野菜	49,991	50,555	50,740	50,740	50,740	900	9,000
小菊	200	1,300	1,750	2,050	3,890	15,000	30,000
トコギキョウ	4,700	4,800	4,600	4,600	5,300	2,100	6,300
ストック	200	200	200	200	200	-	18,000
アスター	300	300	300	300	150	19,200	12,000
あわ	120	150	150	150	150	5,100	6,600
その他花き・花木	5,764	5,820	5,820	5,820	5,820	-	-

作物名	平成23年	平成24年度	平成25年	平成26年度	平成27年度	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
水稲(主食用)	1,356,190	1,389,980	1,351,080	1,216,170	1,201,500	1,265,500	1,234,000	1,170,000	1,130,000
主食用米	7,500	7,300	7,300	13,000	13,000	51,000	51,000	51,000	51,000
酒米(祝)	30,100	31,600	31,600	44,925	44,925	29,025	29,025	29,025	29,025
酒米(その他)	928	13,988	12,487	2,343	2,343	12,132	12,600	12,600	12,600
水稲(非主食用)	202	726	1,501	-	-	3,237	3,237	3,237	3,237
加工用米	-	-	-	-	-	-	-	-	-
飼料用米	4,514	3,265	8,040	8,020	8,200	1,806	1,960	1,960	1,960
WCS用稲	798	-	-	-	-	-	-	-	-
麦	804,302	960,750	21,600	29,376	28,800	1,035,276	1,095,250	1,156,550	1,156,550
地域振興作物	45,792	21,600	257,500	167,500	175,000	175,000	175,000	175,000	175,000
小豆	192,500	157,500	131,400	97,200	108,000	100,000	100,000	100,000	100,000
みず菜	200,000	131,400	22,050	20,700	24,750	200,000	200,000	200,000	200,000
壬生菜	81,000	41,850	85,000	50,400	56,000	282,800	308,000	336,000	336,000
春菊	2,240	8,120	10,500	6,300	7,000	9,800	11,200	12,600	12,600
紫ずきん	10,500	8,400	40,800	48,000	50,400	14,700	25,200	25,200	25,200
とうがらし	8,400	40,800	3,520	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
九条ねぎ	900	7,200	15,000	17,500	22,500	30,000	30,000	30,000	30,000
枝豆	15,000	2,100	2,100	2,100	2,100	4,200	6,300	6,300	6,300
山の芋	2,100	14,000	14,000	14,000	14,000	15,600	15,600	15,600	15,600
ナス	8,400	10,500	10,500	10,500	10,500	12,000	12,000	12,000	12,000
キュウリ	40,800	48,000	48,000	48,000	48,000	50,400	50,400	50,400	50,400
タマネギ	3,520	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
小菊	15,000	17,500	17,500	17,500	17,500	22,500	30,000	30,000	30,000
トルコギキョウ	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	4,200	6,300	6,300	6,300
ストック	-	-	-	-	-	15,600	15,600	15,600	15,600
京夏ずきん	19,200	11,280	11,280	11,280	11,280	12,000	12,000	12,000	12,000
かぶ	5,100	5,700	5,700	5,700	5,700	6,000	6,000	6,000	6,000
その他花き	-	-	-	-	-	-	-	-	-

2 森林の整備その他林業の振興との関係
「淀川上流地域森林計画(京都府)」及び「南丹市森林整備計画」との連携・調整を図りながら、効果的な事業の推進を図る。

○作付け面積に調査する単価を乗じて得た金額を記載

南丹農業振興地域整備計画書 比較表

前	後
修 正	修 正
第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画
1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向 農家戸数の減少や農業従事者の高齢化等が進行する中で、農業の持続的な振興及び農地の多面的な機能を維持していくためには、農業の担い手の育成・確保が重要な課題となる。 こうしたことから、経営意欲の高い認定農業者の育成・支援をはじめ、女性や企業退職者、U・J・Iターナー者、食品関連企業等の農業活動への参加を促進し、多様な担い手の育成・確保を図ると共に、次代を担う子供たちや都市住民の農業に対する理解を深めるための情報発信及び体験・交流の場づくりに努め、将来の担い手づくりを推進する。 それら施策の推進にあたっては、京都府、京都府農業会議、京都府農業開発公社等の関係機関や施設との連携を図る。 2 農業を担うべき者のための支援の活動 (1) 南丹市担い手育成総合支援協議会の活動 認定農業者及び一定条件を満たす集落営農組織に対して、国の施策が集中・重点化される中で認定農業者や農作業受託組織等の育成・確保に向けた重点的かつ総合的な推進体制を確立するとともに、関係機関等との連携強化を図る。 (2) 新規就農者の支援 関係機関との連携のもと、融資制度や技術指導等の支援を行うことにより、新規に農業参入する企業や新規就農者、企業退職者、女性、U・J・Iターナー者等の新規就農を促進し、新たな担い手の育成・確保を図る。 (3) 農業経営の組織化・法人化 効率的かつ安定的な経営体の育成をめざし、集落営農組織農作業受委託組織等を育成するとともに、法人化を推進する。また、本市では食品関連企業が農業に参入し、担い手として今後活動でき得る事例もあり、今後もこのような異業種の農業参入を促進する。 (4) 女性の農業活動支援 女性の農業経営への積極的な参加を促すため、地域農業活動の実践集団である農産加工グループ等の女性グループ活動を支援するとともに、家族の中での労働条件を取り決める家族経営協定締結を推進する。 3 森林の整備その他林業の振興との関係 「淀川上流地域森林計画（京都府）」及び「南丹市森林整備計画」との連携・調整を図りながら、効果的な事業の推進を図る。	1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向 農家戸数の減少や農業従事者の高齢化等が進行する中で、農業の持続的な振興及び農地の多面的な機能を維持していくためには、農業の担い手の育成・確保が重要な課題となる。 こうしたことから、経営意欲の高い認定農業者の育成・支援をはじめ、女性や企業退職者、U・J・Iターナー者、食品関連企業等の農業活動への参加を促進し、多様な担い手の育成・確保を図ると共に、次代を担う子供たちや都市住民の農業に対する理解を深めるための情報発信及び体験・交流の場づくりに努め、将来の担い手づくりを推進する。 それら施策の推進にあたっては、京都府、京都府農業会議、京都府農業開発公社等の関係機関や施設との連携を図る。 2 農業を担うべき者のための支援の活動 (1) 南丹市地域農業再生協議会の活動 認定農業者及び一定条件を満たす集落営農組織に対して、国の施策が集中・重点化される中で認定農業者や農作業受託組織等の育成・確保に向けた重点的かつ総合的な推進体制を確立するとともに、関係機関等との連携強化を図る。 (2) 新規就農者の支援 関係機関との連携のもと、融資制度や技術指導等の支援を行うことにより、新規に農業参入する企業や新規就農者、企業退職者、女性、U・J・Iターナー者等の新規就農を促進し、新たな担い手の育成・確保を図る。 (3) 農業経営の組織化・法人化 効率的かつ安定的な経営体の育成をめざし、集落営農組織農作業受委託組織等を育成するとともに、法人化を推進する。また、本市では食品関連企業が農業に参入し、担い手として今後活動でき得る事例もあり、今後もこのような異業種の農業参入を促進する。 (4) 女性の農業活動支援 女性の農業経営への積極的な参加を促すため、地域農業活動の実践集団である農産加工グループ等の女性グループ活動を支援するとともに、家族の中での労働条件を取り決める家族経営協定締結を推進する。 3 森林の整備その他林業の振興との関係 「淀川上流地域森林計画（京都府）」及び「南丹市森林整備計画」との連携・調整を図りながら、効果的な事業の推進を図る。
○団体名修正	○団体名修正

修 正 前		修 正 後																																																																																																																																			
第 7 農業を担うべき者の育成・促進計画	第 7 農業を担うべき者の育成・促進計画	第 7 農業を担うべき者の育成・促進計画																																																																																																																																			
1 農業従事者の安定的な就業の促進計画	1 農業従事者の安定的な就業の促進計画	1 農業従事者の安定的な就業の促進計画																																																																																																																																			
本市では、農家（販売農家）のうち、農業外所得が主である第 2 種兼業農家が約 7 割を占めており、また、その大半は、農業以外の仕事に恒常的に勤務する状況となっている。	本市では、農家（販売農家）のうち、農業外所得が主である第 2 種兼業農家が約 7 割を占めており、また、その大半は、農業以外の仕事に恒常的に勤務する状況となっている。	本市では、農家（販売農家）のうち、農業外所得が主である第 2 種兼業農家が約 7 割を占めており、また、その大半は、農業以外の仕事に恒常的に勤務する状況となっている。																																																																																																																																			
このため、農業従事者の就業機会の確保により安定的な就業の促進を図ることは、地域農業の持続的な発展を支える重要な要素の一つである。	このため、農業従事者の就業機会の確保により安定的な就業の促進を図ることは、地域農業の持続的な発展を支える重要な要素の一つである。	このため、農業従事者の就業機会の確保により安定的な就業の促進を図ることは、地域農業の持続的な発展を支える重要な要素の一つである。																																																																																																																																			
こうした中、市内には、30 社近い誘致企業が立地し、正社員・パート職員合わせて 2,500 人を越える雇用があります。しかし、多くの従事者が市外からの通勤者となっており、就業者の実態やニーズを企業との連携によって把握した上で、定住の条件整備を図る必要がある。また、地元雇用を促進するとともに、新たな企業誘致や起業支援に努めていく必要がある。	こうした中、市内には、約 40 社の立地企業があり、正社員・パート職員合わせて約 1,000 人の雇用がある。しかし、多くの従事者が市外からの通勤者となっており、就業者の実態やニーズを企業との連携によって把握した上で、定住の条件整備を図る必要がある。また、地元雇用を促進するとともに、新たな企業誘致や起業支援に努めていく必要がある。	こうした中、市内には、約 40 社の立地企業があり、正社員・パート職員合わせて約 1,000 人の雇用がある。しかし、多くの従事者が市外からの通勤者となっており、就業者の実態やニーズを企業との連携によって把握した上で、定住の条件整備を図る必要がある。また、地元雇用を促進するとともに、新たな企業誘致や起業支援に努めていく必要がある。																																																																																																																																			
さらに、新産業・新事業の創出・育成等により産業振興に努め、本市全体の雇用機会の拡大を図ることで、農業従事者の安定的な就業を促進する。	さらに、新産業・新事業の創出・育成等により産業振興に努め、本市全体の雇用機会の拡大を図ることで、農業従事者の安定的な就業を促進する。	さらに、新産業・新事業の創出・育成等により産業振興に努め、本市全体の雇用機会の拡大を図ることで、農業従事者の安定的な就業を促進する。																																																																																																																																			
■ 農業従事者の勤務形態別兼業状況 専業兼業別販売農家数	■ 農業従事者の勤務形態別兼業状況 専業兼業別販売農家数	■ 農業従事者の勤務形態別兼業状況 専業兼業別販売農家数																																																																																																																																			
<table><tr><th rowspan="3">販売農家数</th><th rowspan="3">専業農家</th><th rowspan="3">兼業農家</th><th rowspan="3">第 1 種兼業農家</th><th rowspan="3">第 2 種兼業農家</th><th colspan="3">世帯主兼業主</th></tr><tr><th rowspan="2">世帯主</th><th rowspan="2">恒常勤務</th><th rowspan="2">日雇い・臨時雇、出稼ぎ</th></tr><tr></tr><tr><td>園部町</td><td>826</td><td>107</td><td>719</td><td>83</td><td>64</td><td>636</td><td>183</td><td>295</td><td>36</td><td>41</td></tr><tr><td>八木町</td><td>724</td><td>111</td><td>613</td><td>88</td><td>68</td><td>525</td><td>123</td><td>251</td><td>22</td><td>40</td></tr><tr><td>日吉町</td><td>445</td><td>89</td><td>356</td><td>44</td><td>41</td><td>312</td><td>87</td><td>139</td><td>26</td><td>30</td></tr><tr><td>美山町</td><td>527</td><td>131</td><td>396</td><td>24</td><td>20</td><td>372</td><td>88</td><td>217</td><td>28</td><td>21</td></tr><tr><td>計</td><td>2,522</td><td>438</td><td>2,084</td><td>239</td><td>193</td><td>1,845</td><td>481</td><td>902</td><td>112</td><td>132</td></tr></table> 資料：「2000 年農林業センサス」に基づく推計値	販売農家数	専業農家	兼業農家	第 1 種兼業農家	第 2 種兼業農家	世帯主兼業主			世帯主	恒常勤務	日雇い・臨時雇、出稼ぎ	園部町	826	107	719	83	64	636	183	295	36	41	八木町	724	111	613	88	68	525	123	251	22	40	日吉町	445	89	356	44	41	312	87	139	26	30	美山町	527	131	396	24	20	372	88	217	28	21	計	2,522	438	2,084	239	193	1,845	481	902	112	132	<table><tr><th rowspan="3">販売農家数</th><th rowspan="3">専業農家</th><th rowspan="3">兼業農家</th><th rowspan="3">第 1 種兼業農家</th><th rowspan="3">第 2 種兼業農家</th><th colspan="3">世帯主兼業主</th></tr><tr><th rowspan="2">世帯主</th><th rowspan="2">恒常勤務</th><th rowspan="2">日雇い・臨時雇、出稼ぎ</th></tr><tr></tr><tr><td>園部町</td><td>638</td><td>141</td><td>497</td><td>46</td><td>-</td><td>451</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>八木町</td><td>543</td><td>153</td><td>390</td><td>30</td><td>-</td><td>360</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>日吉町</td><td>314</td><td>102</td><td>212</td><td>19</td><td>-</td><td>193</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>美山町</td><td>388</td><td>126</td><td>262</td><td>17</td><td>-</td><td>245</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>計</td><td>1,843</td><td>522</td><td>1,361</td><td>112</td><td>-</td><td>1,249</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr></table> 資料：「2015 年農林業センサス」に基づく推計値 「2010 年農林業センサス」から「」欄は統計数値なし	販売農家数	専業農家	兼業農家	第 1 種兼業農家	第 2 種兼業農家	世帯主兼業主			世帯主	恒常勤務	日雇い・臨時雇、出稼ぎ	園部町	638	141	497	46	-	451	-	-	-	-	八木町	543	153	390	30	-	360	-	-	-	-	日吉町	314	102	212	19	-	193	-	-	-	-	美山町	388	126	262	17	-	245	-	-	-	-	計	1,843	522	1,361	112	-	1,249	-	-	-	-
販売農家数						専業農家	兼業農家	第 1 種兼業農家				第 2 種兼業農家	世帯主兼業主																																																																																																																								
									世帯主	恒常勤務	日雇い・臨時雇、出稼ぎ																																																																																																																										
園部町	826	107	719	83	64	636	183	295	36	41																																																																																																																											
八木町	724	111	613	88	68	525	123	251	22	40																																																																																																																											
日吉町	445	89	356	44	41	312	87	139	26	30																																																																																																																											
美山町	527	131	396	24	20	372	88	217	28	21																																																																																																																											
計	2,522	438	2,084	239	193	1,845	481	902	112	132																																																																																																																											
販売農家数	専業農家	兼業農家	第 1 種兼業農家	第 2 種兼業農家	世帯主兼業主																																																																																																																																
					世帯主	恒常勤務	日雇い・臨時雇、出稼ぎ																																																																																																																														
園部町	638	141	497	46	-	451	-	-	-	-																																																																																																																											
八木町	543	153	390	30	-	360	-	-	-	-																																																																																																																											
日吉町	314	102	212	19	-	193	-	-	-	-																																																																																																																											
美山町	388	126	262	17	-	245	-	-	-	-																																																																																																																											
計	1,843	522	1,361	112	-	1,249	-	-	-	-																																																																																																																											
○正社員・パート従業員約 1,000 人について、平成 28 年 4 月 1 日現在で各企業に照会を行った結果、正社員 471 人・パート社員 488 人、計 959 人となっており、10 月 1 日採用は含まないため。	○正社員・パート従業員約 1,000 人について、平成 28 年 4 月 1 日現在で各企業に照会を行った結果、正社員 471 人・パート社員 488 人、計 959 人となっており、10 月 1 日採用は含まないため。	○正社員・パート従業員約 1,000 人について、平成 28 年 4 月 1 日現在で各企業に照会を行った結果、正社員 471 人・パート社員 488 人、計 959 人となっており、10 月 1 日採用は含まないため。																																																																																																																																			

南丹農業振興地域整備計画書 比較表

修 正 前	修 正 後
2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策 本市には、新たな生活文化の創造と産業の活性化をめざす新産業拠点として「京都新光悦村」で企業立地がすすんでいるが、引き続き積極的な企業誘致を推進する必要がある。 また、市内に立地する大学等を交えて、産官学の連携を深めながら、新たな時代に対応してビジネスチャンスをつかこうとする起業を支援する必要がある。 こうした地域特性を全国に発信する中で、企業立地支援制度を活用し、企業誘致を積極的にすすめるとともに、既存産業の維持・発展を図りつつ、バランスのとれた産業構造への転換、新産業の創出や起業家等に創造の場と機会を提供し、活力ある産業の振興を図る。 こうしたことにより、多様な就業機会の確保・増大を図りつつ、農業従事者の安定的な就業の促進を図る。	2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策 本市には、新たな生活文化の創造と産業の活性化をめざす新産業拠点として「京都新光悦村」で企業立地がすすんでいるが、引き続き積極的な企業誘致を推進する必要がある。 また、市内に立地する大学等を交えて、産官学の連携を深めながら、新たな時代に対応してビジネスチャンスをつかこうとする起業を支援する必要がある。 こうした地域特性を全国に発信する中で、企業立地支援制度を活用し、企業誘致を積極的にすすめるとともに、既存産業の維持・発展を図りつつ、バランスのとれた産業構造への転換、新産業の創出や起業家等に創造の場と機会を提供し、活力ある産業の振興を図る。 こうしたことにより、多様な就業機会の確保・増大を図りつつ、農業従事者の安定的な就業の促進を図る。
3 森林の整備その他林業の振興との関連 本市の林家の大部分は経営規模が零細で、第2種兼業の割合が高く、また農業をあわせて営んでいる場合が多い。 農山村地域の過疎化・高齢化を背景に、林業においても、従事者の減少、高齢化等が課題となっており、林業従事者の安定的な就業の促進について農業促進対策と一体的な推進を図る。	3 森林の整備その他林業の振興との関連 本市の林家の大部分は経営規模が零細で、第2種兼業の割合が高く、また農業をあわせて営んでいる場合が多い。 農山村地域の過疎化・高齢化を背景に、林業においても、従事者の減少、高齢化等が課題となっており、林業従事者の安定的な就業の促進について農業促進対策と一体的な推進を図る。

南丹農業振興地域整備計画書 比較表

修 正 前	修 正 後
第8 生活環境施設の整備計画 1 生活環境施設の整備の目標 本市全体の人口が減少傾向にある中で、特に農村地域においては、高齢化・過疎化の急速な進行等により、優良農地の保全・確保や農業の担い手・後継者不足等の課題に加え、健全な地域社会の維持・存続そのものについても大きな課題となっている。こうしたことから、農業集落排水施設や農山村交流施設等の各種生活環境施設の整備を計画的に推進する。 さらに、防災、防犯、福祉、交通、文化等の様々な面においても、地域の特性を活かしながみ続けたい地域づくりへの取り組みをすすめる、快適で安心・安全な、地域住民がいつまでも住み続けたい生活空間づくりを推進する。 また、「団塊の世代」の退職等を踏まえ、住宅等に関する情報提供・相談体制を整備し、農村地域へのU・J・Iターンの促進を図る。 (1) 安全性 ○ 南丹市は、市民生活の安心・安全を確保するための理念を定め、市、市民、事業者などの責務を明らかにする「南丹市安全で安心なまちづくり条例」を施行し、同条例に基づきながら、市民意識の高揚や各種安全対策をすすめます。 ○ 山間の道路や集落においては地質的に弱いところや危険箇所があり、がけ崩れや土石流などの土砂災害が懸念される。そのため、今後も治山事業や急傾斜地崩壊防止対策をすすめる必要がある。 ○ 災害時における応急活動体制については、「南丹市地域防災計画」に基づいた体制づくりをすすめており、高齢者、障がいのある人など、自力で避難が難しい災害時要援護者対策として台帳を整備し、地域や福祉団体等の関係機関とともに取り組み体制を確立している。 ○ 市内には交通事故の発生しやすい危険箇所も多くあり、今後交通安全施設の整備・充実を図るとともに、「南丹市交通安全計画」に基づき、安心して利用できる道路整備をめざし、危険箇所の解消や交通安全施設整備をすすめる。	第8 生活環境施設の整備計画 1 生活環境施設の整備の目標 本市全体の人口が減少傾向にある中で、特に農村地域においては、高齢化・過疎化の急速な進行等により、優良農地の保全・確保や農業の担い手・後継者不足等の課題に加え、健全な地域社会の維持・存続そのものについても大きな課題となっている。こうしたことから、農業集落排水施設や農山村交流施設等の各種生活環境施設の整備を計画的に推進する。 さらに、防災、防犯、福祉、交通、文化等の様々な面においても、地域の特性を活かしながみ続けたい地域づくりへの取り組みをすすめる、快適で安心・安全な、地域住民がいつまでも住み続けたい生活空間づくりを推進する。 また、「団塊の世代」の退職等を踏まえ、住宅等に関する情報提供・相談体制を整備し、農村地域へのU・J・Iターンの促進を図る。 市民と都市住民との交流拠点となる都市農村交流施設を、八木町内に地域と企業の連携により整備し、新たな農業ビジネスモデル、都市農村交流による地域農業及び地域の活性化を促進する仕組みづくりを推進する。 (1) 安全性 ○ 南丹市は、市民生活の安心・安全を確保するための理念を定め、市、市民、事業者などの責務を明らかにする「南丹市安全で安心なまちづくり条例」を施行し、同条例に基づきながら、市民意識の高揚や各種安全対策をすすめます。 ○ 山間の道路や集落においては地質的に弱いところや危険箇所があり、がけ崩れや土石流などの土砂災害が懸念される。そのため、今後も治山事業や急傾斜地崩壊防止対策をすすめる必要がある。 ○ 災害時における応急活動体制については、「南丹市地域防災計画」に基づいた体制づくりをすすめており、高齢者、障がいのある人など、自力で避難が難しい災害時要援護者対策として台帳を整備し、地域や福祉団体等の関係機関とともに取り組み体制を確立している。 ○ 市内には交通事故の発生しやすい危険箇所も多くあり、今後交通安全施設の整備・充実を図るとともに、「南丹市交通安全計画」に基づき、安心して利用できる道路整備をめざし、危険箇所の解消や交通安全施設整備をすすめる。

南丹農業振興地域整備計画書 比較表

修 正 前	修 正 後
(2) 保健性、快適性 ○ 医療・保健については、地域の中核医療施設として「公立南丹病院」のほか中山間部における地域医療の充実を図るため、市内3箇所の診療所を設定している。 ○ 高度化・多様化する医療ニーズに対応するため、医師会・医療機関等の関係機関・団体及び保健、福祉サービス機関との連携の強化により、地域医療体制の充実を図る。 ○ 各種健診を通じた保健指導の推進や健康づくりに関する啓発活動に努め、心身とともに健康やかな生活を支える環境づくりをすすめる。 ○ 福祉については、誰もが地域での通常の社会参加の機会を得ることができ体制づくりを目標に、「地域福祉計画」に基づき、医療・保健との連携のもと総合的な施策の推進を図る。 ○ 民間事業者との連携・協働による福祉施設の整備や福祉サービスの提供を図るほか、公共施設や道路のバリアフリー化等によりユニバーサルデザインのまちづくりを推進する。 ○ 上水道については、安定した水源の確保を図り、耐震化も兼ねた配水管等の計画的更新を図る。下水道については、計画的な整備をすすめており、ほぼ完了しつつある。中山間部等の集落においては、農業集落排水事業や合併処理浄化槽の設置など地域特性に応じた整備を図る。 ○ 山林などへの不法投棄については、日ごろから監視・指導を図っている。また道路や河川へのポイ捨てによる散乱ごみについて、市民や来訪者への啓発をすすめている。 ○ 本市では、生活環境、自然環境、景観の維持保全を図り、美しいまちづくりの推進を目的とした「南丹市美しいまちづくり条例」が制定されており、今後同条例のいっそうの周知と市民、事業所、行政が一体となった総合的、計画的な環境保全の取り組みが求められている。 (3) 利便性 ○ 道路については、近年の交通需要の増大に対応して、いっそうの道路環境の整備に向け、市道等の整備、充実を図るとともに、交通量の多い幹線道路の整備をすすめ、誰もが安心して利用できる道路環境を創出する。 ○ 公共交通機関については、市営バスとJR山陰本線があり、いずれも市民の日常生活に不可欠な生活交通として、重要な役割を果たしている。 ○ しかしながら、山間部における市営バスについて、採算性の問題からその維持・存続が課題となっており、利用の促進を図るほか、利用者の需要に応じて弾力的な運用を行うなど、地域住民の生活交通の確保対策を推進する。	(2) 保健性、快適性 ○ 医療・保健については、地域の中核医療施設として「京都中部総合医療センター」のほか中山間部における地域医療の充実を図るため、市内3箇所の診療所を設定している。 ○ 高度化・多様化する医療ニーズに対応するため、医師会・医療機関等の関係機関・団体及び保健、福祉サービス機関との連携の強化により、地域医療体制の充実を図る。 ○ 各種健診を通じた保健指導の推進や健康づくりに関する啓発活動に努め、心身とともに健康やかな生活を支える環境づくりをすすめる。 ○ 福祉については、誰もが地域での通常の社会参加の機会を得ることができ体制づくりを目標に、「地域福祉計画」に基づき、医療・保健との連携のもと総合的な施策の推進を図る。 ○ 民間事業者との連携・協働による福祉施設の整備や福祉サービスの提供を図るほか、公共施設や道路のバリアフリー化等によりユニバーサルデザインのまちづくりを推進する。 ○ 上水道については、安定した水源の確保を図り、耐震化も兼ねた配水管等の計画的更新を図る。下水道については、計画的な整備をすすめており、ほぼ完了しつつある。中山間部等の集落においては、農業集落排水事業や合併処理浄化槽の設置など地域特性に応じた整備を図る。 ○ 山林などへの不法投棄については、日ごろから監視・指導を図っている。また道路や河川へのポイ捨てによる散乱ごみについて、市民や来訪者への啓発をすすめている。 ○ 本市では、生活環境、自然環境、景観の維持保全を図り、美しいまちづくりの推進を目的とした「南丹市美しいまちづくり条例」が制定されており、今後同条例のいっそうの周知と市民、事業所、行政が一体となった総合的、計画的な環境保全の取り組みが求められている。 (3) 利便性 ○ 道路については、一層の道路環境の整備に向け、市道の整備、充実を図るとともに、国道、府道については、狭隘区間や危険箇所を早期整備、改良について道路管理者に対し働きかけ、誰もが安心して利用できる道路環境を創出する。 ○ 公共交通機関については、市営バスとJR山陰本線があり、いずれも市民の日常生活に不可欠な生活交通として、重要な役割を果たしている。 ○ しかしながら、山間部における市営バスについて、採算性の問題からその維持・存続が課題となっており、利用の促進を図るほか、利用者の需要に応じて弾力的な運用を行うなど、地域住民の生活交通の確保対策を推進する。

南丹農業振興地域整備計画書 比較表

修 正 前	修 正 後
(4) 文化性 ○ 本市には、長い歴史の中で培われた多様な文化があり、それら建物や絵画、彫刻、そして地域の伝統的な祭礼などとして今日に伝えられている。 ○ 本市には、多くの指定文化財があり、それらの保護に必要な支援を行ってきた。中でも美山地域の「重要伝統的建造物群保存地区」に選定された「かやぶき民家群」は、本市を代表するもので多くの来訪者が訪れている。文化財については、このように保存と活用をあわせてすすめる視点も歴史文化の周知や観光振興の上で重要である。 ○ 本市では、公民館、図書館など生涯学習施設を中心として、市民の自発的な学習の促進に努めている。今後、生涯学習社会の実現に向けて、地域の実態や伝統を大切にしながら、多様な学習機会や情報の提供など生涯にわたって学び、活かす生涯学習を支援する体制づくりを図る。 ○ 生涯スポーツは、体育協会、体育指導委員会を中心に競技団体や地域体育振興会、スポーツ少年団の活動を支援する。	(4) 文化性 ○ 本市には、長い歴史の中で培われた多様な文化があり、それら建物や絵画、彫刻、そして地域の伝統的な祭礼などとして今日に伝えられている。 ○ 本市には、多くの指定文化財があり、それらの保護に必要な支援を行ってきた。中でも美山地域の「重要伝統的建造物群保存地区」に選定された「かやぶき民家群」は、本市を代表するもので多くの来訪者が訪れている。文化財については、このように保存と活用をあわせてすすめる視点も歴史文化の周知や観光振興の上で重要である。 ○ 本市では、公民館、図書館など生涯学習施設を中心として、市民の自発的な学習の促進に努めている。今後、生涯学習社会の実現に向けて、地域の実態や伝統を大切にしながら、多様な学習機会や情報の提供など生涯にわたって学び、活かす生涯学習を支援する体制づくりを図る。 ○ 生涯スポーツは、体育協会、体育指導委員会を中心に競技団体や地域体育振興会、スポーツ少年団の活動を支援する。

南丹農業振興地域整備計画書 比較表

修 正 前				修 正 後							
2 生活環境施設整備計画				2 生活環境施設整備計画							
施設の種類	位置及び規模	受益の範囲		対図 番号	備考	施設の種類	位置及び規模	受益の範囲		対図 番号	備考
		受益地区	受益戸数					受益地区	受益戸数		
親水公園	1カ所 11,000㎡	船阪	1,262		園部町	都市農村交 流施設	1カ所 38,000㎡	西田他			八木町
農村公園	1カ所 2,000㎡	熊原	22		園部町						
農村公園	1カ所 1,000㎡	佐切	19		園部町						
農村公園	1カ所 1,000㎡	仁江	82		園部町	連絡道整備	船岡千妻線 L=240W=6.0	船岡			園部町完了
連絡道整備	船岡千妻線 L=240W=6.0	船岡			園部町	連絡道整備	松尾菟無線 L=300W=4.0	船岡			園部町完了
連絡道整備	松尾菟無線 L=300W=4.0	船岡			園部町	連絡道整備	口人中央線 L=160W=4.0	口人			園部町
連絡道整備	口人中央線 L=160W=4.0	口人			園部町	連絡道整備	高杭線 L=220W=6.0	小山西町			園部町
連絡道整備	高杭線 L=220W=6.0	小山西町			園部町	連絡道整備	黒田線 L=400W=4.0	黒田			園部町
連絡道整備	黒田線 L=400W=4.0	黒田			園部町	連絡道整備	堂ノ橋昌林寺仲ノ前線 L=170W=4.0	矢人			園部町
連絡道整備	堂ノ橋昌林寺仲ノ前線 L=170W=4.0	矢人			園部町	連絡道整備	大阪谷線 L=200W=4.0	竹井			園部町
連絡道整備	大阪谷線 L=200W=4.0	竹井			園部町	連絡道整備	国道372号 L=1,300W=10.5	南八田			園部町
連絡道整備	国道372号 L=1,300W=10.5	南八田			園部町	連絡道整備	府道園部能勢線 L=360W=7.0	法京			園部町
連絡道整備	園部能勢線 L=360W=7.0	法京			園部町	連絡道整備	府道大河内口八田線 L=540W=7.0	南八田			園部町完了
連絡道整備	大河内口八田線 L=540W=7.0	南八田			園部町	連絡道整備	府道園部能勢線 L=800W=10.0	竹井			園部町

○関係課に確認のうえ、完了分は「完了」と標記します。
○また、標記計画は合併前の状態を引き継いでいることから、現状と一致していない箇所は抹消します。

○関係課に確認のうえ、完了分は「完了」と標記します。
○また、標記計画は合併前の状態を引き継いでいることから、現状と一致していない箇所は抹消しま
す。

南丹農業振興地域整備計画書 比較表

修 正 前				修 正 後							
施設の種類	位置及び規模	受益の範囲		対図 番号	備 考	施設の種類	位置及び規模	受益の範囲		対図 番号	備 考
		受益地区	受益戸数					受益地区	受益戸数		
連絡道整備	野条諸畑線 L=1,100W=6.0	諸畑			八木町	連絡道整備	野条諸畑線 L=1,100W=6.0	諸畑			八木町
連絡道整備	本郷垣内線 L=1,200W=6.0	八木			八木町	連絡道整備	本郷垣内線 L=1,200W=6.0	八木			八木町
連絡道整備	室橋高畑線 L=662W=6.0	室橋			八木町	連絡道整備	室橋高畑線 L=662W=6.0	室橋			八木町完了
連絡道整備	朝日ヶ丘線 L=170W=4.0	神吉			八木町	連絡道整備	朝日ヶ丘線 L=170W=4.0	神吉			八木町完了
連絡道整備	清源寺線 L=130W=4.0	諸畑			八木町	連絡道整備	清源寺線 L=130W=4.0	諸畑			八木町完了
連絡道整備	八木馬路線 L=500W=4.0	西田			八木町	連絡道整備	八木馬路線 L=500W=4.0	西田			八木町
連絡道整備	郷ノ口室河原線 L=1,950W=11.0	氷所 日置			八木町	連絡道整備	府道郷ノ口室河原線 L=1,950W=11.0	氷所 日置			八木町完了
連絡道整備	長谷八木線 L=100W=11.0	本郷			八木町	連絡道整備	府道長谷八木線 L=100W=11.0	本郷			八木町完了
下水道施設	処理区域面積 668.8ha	全域	5,460		八木町	下水道施設	処理区域面積 668.8ha	全域	7,517		八木町
						連絡道整備	大向線自然災害防止	神吉			八木町
						連絡道整備	府道亀岡園部線 L=380W=10.75	西田			八木町
						連絡道整備	国道477号バイパス L=450W=11.5	西田 青戸			八木町
						連絡道整備	国道477号 L=300W=8.0	青戸			八木町

○関係課に確認のうえ、完了分は「完了」と標記します。
○また、標記計画は合併前の状態を引き継いでいることから、現状と一致していない箇所は抹消しま
す。

○関係課に確認のうえ、完了分は「完了」と標記します。
○また、標記計画は合併前の状態を引き継いでいることから、現状と一致していない箇所は抹消します。

南丹農業振興地域整備計画書 比較表

修 正 前				修 正 後							
施設の種類	位置及び規模	受益の範囲		対図 番号	備考	施設の種類	位置及び規模	受益の範囲		対図 番号	備考
		受益地区	受益戸数					受益地区	受益戸数		
連絡道整備	広野奥線 L=700 W=6.0	上胡麻			日吉町	連絡道整備	広野奥線 L=300W=6.0	上胡麻			日吉町
連絡道整備	海老谷線 L=900 W=5.0	四ツ谷			日吉町	連絡道整備	海老谷線 L=900 W=5.0	四ツ谷			日吉町完了
連絡道整備	野大橋線 L=1,000 W=11.0	胡麻			日吉町	連絡道整備	野畑大橋線 L=1,000 W=11.0	胡麻			日吉町
連絡道整備	小畑線 L=1,250 W=5.0	生畑			日吉町	連絡道整備	小畑線 L=1,250 W=5.0	生畑			日吉町完了
連絡道整備	保戸原馬場筋線 L=1,000 W=4.0	胡麻			日吉町	連絡道整備	保戸原馬場筋線 L=1,000 W=4.0	胡麻			日吉町完了
連絡道整備	広野下山線 L=200 W=5.0	上胡麻			日吉町	連絡道整備	広野下山線 L=200 W=5.0	上胡麻			日吉町完了
連絡道整備	第二広野線 L=390 W=4.0	上胡麻			日吉町	連絡道整備	生畑線 L=400 W=8.0	生畑			日吉町
連絡道整備	生畑線 L=400 W=8.0	生畑			日吉町	連絡道整備	一ツ橋笹谷線 L=600 W=4.0	畑郷			日吉町
連絡道整備	一ツ橋笹谷線 L=600 W=4.0	畑郷			日吉町	連絡道整備	八坂上草線 L=1,300 W=5.0	畑郷			日吉町
連絡道整備	八坂上草線 L=1,300 W=5.0	畑郷			日吉町	連絡道整備	中道新田線 L=340 W=7.0	胡麻			日吉町
連絡道整備	中道新田線 L=340 W=7.0	胡麻			日吉町	連絡道整備	府道中地日吉線 L=1,000 W=5.5	中世木			日吉町
連絡道整備	西牧山線 L=3,200 W=4.0	中世木			日吉町	連絡道整備	府道日吉京丹波線 L=500 W=7.5	志和賀			日吉町
連絡道整備	中地日吉線 L=400 W=5.5	中世木			日吉町	連絡道整備	府道京都日吉美山線 待避所設置	畑郷			日吉町
連絡道整備	日吉京丹波線 L=500 W=7.5	志和賀			日吉町	連絡道整備	小畑線自然災害防止	小畑			日吉町完了
連絡道整備	京都日吉美山線 L=880 W=8.0	畑郷			日吉町	下水施設	公共下水道	胡麻			日吉町完了
連絡道整備	小畑線自然災害防止	小畑			日吉町	下水施設	農業集落排水	佐々江			日吉町完了
下水施設	公共下水道	胡麻	4,200		日吉町	下水施設	農業集落排水	四ツ谷			日吉町完了
下水施設	農業集落排水	佐々江	250		日吉町	下水施設	公共下水道	殿田			日吉町完了
下水施設	農業集落排水	四ツ谷	420		日吉町	連絡道整備	天若線自然災害防止	天若			日吉町
下水施設	公共下水道	殿田	1,200		日吉町	連絡道整備	府道園部平尾線 L=800 W=7.5	殿田			日吉町

○関係票に確認のうえ、完了分は「完了」と標記します。
○また、標記計画は合併前の状態を引き継いでいることから、現状と一致していない箇所は抹消します。

○関係課に確認のうえ、完了分は「完了」と標記します。
○また、標記計画は合併前の状態を引き継いでいることから、現状と一致していない箇所は抹消します。

南丹農業振興地域整備計画書 比較表

修 正 前				修 正 後							
施設の種類	位置及び規模	受益の範囲		対図 番号	備考	施設の種類	位置及び規模	受益の範囲		対図 番号	備考
		受益地区	受益戸数					受益地区	受益戸数		
連絡道整備	向山中ノ山線 L=200 W=4.0	向山		美山町		連絡道整備	向山中ノ山線 L=200 W=4.0	向山			美山町完了
連絡道整備	芦生ハノイ線 L=500 W=4.0	芦生		美山町		連絡道整備	芦生線 自然災害防止	芦生			美山町
連絡道整備	小淵音海線 L=840 W=4.0	小淵		美山町		連絡道整備	小淵音海線 L=840 W=4.0	小淵			美山町完了
連絡道整備	鶴ヶ岡線 L=50 W=7.5	鶴ヶ岡		美山町		連絡道整備	鶴ヶ岡線 L=50 W=7.5	鶴ヶ岡			美山町
連絡道整備	島公民館朴ノ木線 L=400 W=4.0	島		美山町		連絡道整備	島公民館朴ノ木線 L=400 W=4.0	島			美山町完了
連絡道整備	湯ヶ谷丸山線 L=100 W=4.0	長谷		美山町		連絡道整備	湯ヶ谷丸山線 L=100 W=4.0	長谷			美山町完了
連絡道整備	下上巻線 L=200 W=4.0	下		美山町		連絡道整備	下上巻線 L=200 W=4.0	下			美山町
連絡道整備	田歌分教場線 L=300 W=4.0	田歌		美山町		連絡道整備	田歌分教場線 L=300 W=4.0	田歌			美山町
連絡道整備	静原和泉線 L=700 W=4.0	和泉		美山町		連絡道整備	静原和泉線 L=700 W=4.0	和泉			美山町
連絡道整備	静原京橋線 L=200 W=4.0	静原		美山町		連絡道整備	静原京橋線 L=200 W=4.0	静原			美山町
連絡道整備	棚游里爪線 L=200 W=4.0	鶴ヶ岡		美山町		連絡道整備	棚游里爪線 L=200 W=4.0	鶴ヶ岡			美山町
連絡道整備	田土大町線 L=300 W=4.0	盛郷		美山町		連絡道整備	田土大町線 L=300 W=4.0	盛郷			美山町
連絡道整備	綾部宮島線・和泉宮脇線 L=640 W=10.0	和泉		美山町		連絡道整備	府道綾部宮島・和泉宮脇線 L=640 W=10.0	和泉			美山町完了
連絡道整備	京都河原美山線 L=1,300 W=7.5	江和		美山町		連絡道整備	府道京都河原美山線 L=1,300 W=7.5	江和			美山町
連絡道整備	京都河原美山線 L=180 W=7.0	内久保		美山町		連絡道整備	府道京都河原美山線 L=180 W=7.0	内久保			美山町完了
連絡道整備	綾部美山線 L=1,200 W=7.5	豊郷		美山町		連絡道整備	府道綾部美山線 L=1,200 W=7.5	豊郷			美山町
合併浄化槽	全域	全域	260	美山町		合併浄化槽	全域	全域			
						連絡道整備	府道綾部宮島線 L=1,000 W=10.0	小淵 三埜			美山町
						連絡道整備	府道綾部宮島線 L=730 W=10.0	和泉			美山町
						連絡道整備	府道京都河原美山線 L=8,000 落石対策	田歌～ 佐々里			美山町

○関係課に確認のうえ、完了分は「完了」と標記します。
○また、標記計画は合併前の状態を引き継いでいることから、現状と一致していない箇所は抹消します。

○関係課に確認のうえ、完了分は「完了」と標記します。
○また、標記計画は合併前の状態を引き継いでいることから、現状と一致していない箇所は抹消します。

南丹農業振興地域整備計画書 比較表

修 正 前	修 正 後
3 森林の整備その他林業の振興との関係 「淀川上流地域森林計画（京都府）」及び「南丹市森林整備計画」との連携・調整を図りながら、効果的な事業の推進を図る。 4 その他の施設の整備に係る事業との関連 「南丹市総合振興計画」及び各分野別計画等に位置づけられた各種事業との連携・調整を図りながら、効果的な事業の推進を図る。	3 森林の整備その他林業の振興との関係 「淀川上流地域森林計画（京都府）」及び「南丹市森林整備計画」との連携・調整を図りながら、効果的な事業の推進を図る。 4 その他の施設の整備に係る事業との関連 「南丹市総合振興計画」及び各分野別計画等に位置づけられた各種事業との連携・調整を図りながら、効果的な事業の推進を図る。

